

平成 28 年

第 11 回飯舘村議会定例会會議録

自 平成 28 年 12 月 9 日
至 平成 28 年 12 月 16 日

飯 舘 村 議 会

平成28年第11回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	12. 9	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 10	土	休 会		議案調査
第3日	12. 11	日	休 会		議案調査
第4日	12. 12	月	休 会		議案調査
第5日	12. 13	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	12. 14	水	休 会		議案調査
第7日	12. 15	木	休 会		議案調査
第8日	12. 16	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成28年12月9日

平成28年第11回飯館村議会定例会会議録（第1号）

()

()

平成28年第11回飯館村議会定例会議録（第1号）						
招集年月日	平成28年12月9日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成28年12月9日 午前10時00分				
	閉議	平成28年12月9日 午前11時47分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○
署名議員	6番 松下 義喜		7番 伊東 利		9番 飯樋 善二郎	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 高野琢子	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	但野正行	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	会計管理者	石井秀徳	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年12月9日（金）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明



会議の経過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第11回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎副村長挨拶

議長（大谷友孝君） 会議に先立ち、平成28年第10回臨時会において、副村長の選任に同意しました門馬伸市君から挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。門馬伸市君。

副村長（門馬伸市君） おはようございます。本会議前の大変貴重な時間、挨拶をする機会を与えていただき本当にありがとうございます。

このたび、議会の皆様のご同意をいただき副村長職に就任をすることになりました。去る12月1日、村長から辞令を拝命いたし、身の引き締まる思いといいますか、しっかりとやらなければという思いになったところであります。

3期目となります、初心を忘ることなく、また自己研鑽に努め、村の復興はもとより村民の皆様の暮らしや福祉向上のために、さらには村政進展のために精いっぱい努める覚悟でございますので、議員の皆様方にも引き続きご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

本定例会に村長より送付ありました議案は議案第101号から議案第111号まで、予算案件4件、条例案件7件の計11件であります。

次に、監査委員から平成28年度定期監査報告書がお手元に配付のとおり提出されております。

次に、各常任委員会から所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、12月6日、議会運営委員会が今期定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。今期定例会の一般質問の通告は、4名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に、地方自治法第121条の規定により説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって6番 松下義喜君、7番 伊東 利君、9番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第101号から議案第111号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成28年第11回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、村長職6期目に向けての私の所信を申し上げさせていただきます。

まず、6期という「期」には一切こだわらず、これまで同様、初心に返り、おごらず、気負わず、これまでの経験と人脈を最大限に生かし、村民の生活の安定と村の復興のために全力投球をしてまいる覚悟であります。

この避難生活の6年近く、議会の皆様には大所高所からご理解をいただいてきたところですが、今後も復興の両輪としてご指導をいただきたいと考えているところであります。一方で、多くの課題があるわけですが、職員が思い切り仕事ができる環境をつくりていって、何かあれば我々三役が責任を負うという姿勢が大事であろうと考えているところであります。

さて、今回の村長選挙は、相手方のポスターに張られた言葉によって、避難指示解除日を白紙に戻し逆戻りするか、一度決めた平成29年3月31日でいくかの選択を問う様相の選挙になってしまいました。議会ともども苦労に苦労を重ねて、国に決定させてきた避難解除日であります。白紙などあり得ないことであり、あってはならないことであります。よって、今回の村長選挙によって、避難指示解除日が明白になったと言つていいだらうと思います。避難指示解除は、ゴールではありません。あくまでも復興のスタートであります。その後、数多くの課題が山積みしているわけでありますから、一日でも早く解除をして復旧、復興・再生への挑戦をしていかなければならぬと思っております。それらの課題を十分とは言えずとも一つ一つ解決していくためにも、その課題なり村の進む方向なりをできるだけ村民にわかりやすくしていくことが何よりも大切ではないかと考えているところであります。

そこで、5つの課題と私の思いを述べさせていただきたいと思います。

まず、5つの課題がありますが、1つは、村に戻られた方が少しでも生活しやすい環境をつくること。2つ目は、戻られた方が少しでも営農、営業がしやすい環境をつくること。3つ目は、少しでも多くの子供たちに戻ってきていただける環境整備や教育内容をつくっていくこと。4つ目は、戻ったらしいいのだろうか、どうしたらいいかと悩んでおられる方への丁寧な相談業務が大切だろうとも考えております。そして5つ目は、戻らないと決めておられる方へ、村としてどのようなことができるのかを示していくこと。以上と考えているところであります。

そして、私の思いといいますのは、1つとして、飯館村は20行政区の自主活動で村づくりが進められてきた村であります。したがって、再び行政区としての地域づくり、コミュニティーづくりがどう再生されていくか、再生されていかなければならないというところに力を入れたいと考えております。

() 2つ目として、1,700世帯あった村の世帯数が、3,000を超えた世帯になっている現実を考えますと、家庭の中のコミュニティーをどうつなげていくのかの事業展開も大切であろうと思っているところであります。

3つ目として、村民は避難生活によって心に不安を抱いてしまっている現実があります。したがって、心の復興が少しでも感じられるような明るい話題や事業展開も必要であろうと思っております。

4つ目として、基本的に前を向いて、自主自立の思いを持ってしっかりと頑張ろうという方へできるだけ応援をしてあげたいと思います。

そして、5つ目の思いでありますが、それは幾ら頑張ろうと思ってもどうしてもなかなか難しいという方がいるはずでありますから、しっかりとそこに手を差し伸べるということも行政の役目であり、特にこの災害ゆえ、より大切なことであろうと思っているところであります。

() ただいま申し上げた5つの課題も、5つの思いも全く簡単なことではありません。むしろ難しいことばかりと言つていいだろうと思ひます。いずれの課題も、議会の皆様と認識を共有し、かつ議論を重ねてご理解をいただきて、一つ一つハードルを越えていきたいと考えているところであります。

何分この6年間と同様の、いやそれ以上のご理解をお願いしたいということを述べさせていただいて、私の今回の所信とさせていただきます。

次に、9月定例議会以降の村政の主な動きを申し上げます。

まず初めに、村合併60周年ということで、村政60周年記念式「いいひたて60祭」についてであります。去る9月25日、交流センター「ふれ愛館」で、およそ550人の村民参加のもとに盛大に開催をさせていただきました。

当日は、結婚60年のプラチナ婚を迎えたご夫婦への祝福、10年後の手紙の発送式、飯館夢リレー、飯館中生徒による「ふるさと」4番の歌詞の発表など多彩な催しに、参加した多くの村民から、「勇気と元気と感動」を与えていただいたすばらしい60周年のお祭りだったとの好評をいただいているところであります。

さて、村は昭和31年9月30日に大館村と飯曾村の2カ村が合併して以来、ことしで60年

を迎える、人間で例えるならば「還暦」ということになります。この60年という歳月の中には、草野の大火、豪雪・豪雨災、冷害など、たび重なる幾多の危機に見舞われてきましたが、先人たちのたゆまぬ努力によって克服し、今日の他に誇れる飯館村につながっており、改めて先人の皆様方に敬意と感謝を申し上げるものであります。

なお、今回原発事故による全村避難を余儀なくされ、村にとって最大の危機を迎えておりますが、このピンチをチャンスと捉え、一日も早い復興・再生に向け全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、「帰還困難区域の取り扱い」です。

去る11月6日、飯野支所において、長泥地区の住民に対し、国の原子力災害対策本部から、今後の基本的な方針について説明がありました。なお、基本的な方針の主な内容については、9月定例議会に報告しておりますので割愛させていただきますが、説明後の質疑では、長泥地区の住民からは、第1点として、他の行政区と同様の除染や建物の解体をしてほしい、そして集会所周辺にミニ拠点整備をしてほしい、3点目として今後も地元との話し合いを継続してほしい、などが意見・要望として出されているところであります。今後、国・県・村、議会そして地元住民との協議の場を設け、引き続き長泥地区の復興・再生に向け、取り組んでまいりたいと思っております。

次に、「道の駅までい館」の運営についてありますが、現在、役場庁舎内に「道の駅までい館準備室」を設け、「㈱までいガーデンビレッジいいたて」に業務を委託し、来年8月開業に向け準備を進めているところであります。

まず、「道の駅までい館」の正式名称ですが、過般の取締役会で「いいたて村の道の駅までい館」に決定をさせていただいて、今12月定例議会に設置条例を提出させていただいているところであります。

なお、建物内の機能についてですが、トイレがあり、コンビニエンスストア、直売所、それから軽食が食べられるところ、花卉展示販売、多目的スペースなどをつくりておりますし、また内部機能についての中身と運営方法については、それぞれ関係者と詰めを行っているところであります。いずれにいたしましても、村の復興拠点となる重要な施設であり、ユニークでしかも他の道の駅との差別化が少しでもできるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、岐阜県白川村からの招待事業であります。

この事業は、「日本で最も美しい村連合」に加入していることが縁で、白川村から全村避難中の、特に仮設住宅などで暮らす高齢者の精神的なストレスを少しでも解消させたいとの思いから実施されているものであります。この事業は、当初、白川村としては3カ年間の実施を計画しておりましたが、村民の参加希望者が多いため、1年延長の4年間実施ということになったものであります。3泊4日の日程で、平成25年から平成28年までの4年間でということで111名の村民が招待されたところであります。必要経費の全額を白川村が負担して実施されており、村を挙げての至れり尽くせりの「おもてなし」に、参加した村民からは多くの感謝と感動の言葉が寄せられているところであります。白川村の村民も、本村を訪れ、村の現状と復興状態を見てみたいとの意向もあるようありますので、

来年度は村に招待し、現状を見ていただき、双方の親睦・交流を深めてまいりたいと考えているところであります。

次に、7月1日から実施しております「長期宿泊」であります。11月1日現在、159世帯360人となっております。9月定例議会でも中間報告しておりますが、常時村内に居住している世帯は50世帯程度かなということであります。残りの世帯は、避難先と自宅を行ったり来たりの現状と思われます。

次に、11月11日に東京都において飯館中学校が第47回博報賞「教育活性化部門賞」並びに文部科学大臣賞を受賞したところであります。これは博報財団が豊かな人間性を育む実践者を顕彰する目的で行われているもので、震災からの避難の中、飯館中学校が総合学習として行ってきた仮設住宅への訪問交流や田植え踊りの伝統文化継承、民話紙芝居の作成と披露、みそづくりなどを初めとした郷土料理をつくるなど、地域住民をつなぐふるさと学習の5年間の取り組みが高く評価されたものであります。村民に元気と笑顔を届け、それぞれの心をつなぐ取り組みを通して、次代を担う子供たちが着実に成長していることに深く感銘を覚えたところであります。震災以降、継続して取り組みを指導していただいた皆様に改めて感謝を申し上げる次第です。

では、次に各課の主な業務についての報告をさせていただきます。

まず、総務課であります。

9月30日に、ふれ愛館で村の表彰式を行っております。長年にわたり村の振興発展に尽力された方々の中から、ことしは特別功労賞1名、功労賞2名、善行賞1名の皆様に表彰状を贈らせていただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

任期満了に伴う村長選挙と同時に行われた村議会議員補欠選挙であります。投票率は70.84%でした。今後とも投票率の向上に向けて、より投票しやすい環境整備に努めてまいりたいと思っております。

次に、11月6日に、福島市の仮設中学校体育館において、消防団の秋季検閲式が行われまして、87人の団員が検閲を受けております。消防団の皆さんには、避難先からの参加という厳しい状況の中にあっても、消防団の使命を深く認識されてその任に当たっておられることに対し心より敬意を表する次第であります。

次に、住民課であります。

まず、浄化槽の整備事業でありますが、当初予定しておりました60基分についても10月までで全基受付完了ということになりましたので、何とかふやさなければということで、さらに19基の申請があったので、それぞれご自宅の建てかえやリフォームなどの整備が進んでいることに対応をさせていただいているところであります。

次に、防犯対策でありますが、村内の窃盗犯罪などに対応するために、新たに4基の防犯カメラと24基の防犯灯を設置しております。

税関係ですが、避難解除に向けて家屋の新築や増築、リフォームなどが増加しております。11月30日現在で42世帯、47棟の家屋評価を実施しているところであります。これらを含め固定資産税については、事業再開した企業を除きまして、平成33年4月、これからかなり先ではありますけれども、そこから課税する運びとなっているところであります。

均等性を保つためにということです。

次に、税の滞納対策ですが、催告書の発送や臨戸徴収を実施しております。これにより滞納分の収納率が10月末現在で73.9%に上昇しました。広域農業開発事業負担金についても収納率が10月末で77.3%まで上昇しているということで、今後とも収納率向上に向けて一層の取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課です。

初めに、敬老会が9月11日に開催しておりまして、6年ぶりに飯館中学校の体育館、村の中でやらせていただきまして、招待者の3割、362名ほどの参加者からは、地元での開催、大変いいなあと喜んでいただきました。準備から片づけまで、婦人会、民生児童委員、東京電力など多くの方々からご協力をいたしましたところでありまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

次に、12月1日、新しい民生児童委員に、厚生労働大臣の委嘱状の伝達式を行ったところであります。今年度はこの民生児童委員の委嘱期間の満了ということで、全国一斉に委嘱がえがあつたわけであります。当村におきましても、行政区長等のご協力を得て、定数どおり民生児童委員29名に地域の生活福祉全般の相談窓口としてのご尽力をいただくことになりました。なお、委嘱期間はことしの12月1日から平成31年11月末までの3年間であります。

次に、復興対策課でありますが、まず農政関係でありますが、県の営農再開支援事業の推進母体となる「農業復興組合」が、10月までに16地区で設立されているところであります。今年度は14地区で農地保全活動を実施しており、平成29年度には16地区全域での活動を予定しているところであります。

次に、主要野菜の出荷制限・摂取制限の解除に向けた実証栽培ですが、村内27カ所で栽培しているコマツナ、ホウレンソウ、コカブ、ブロッコリー、キャベツの5品目について、順次、県のモニタリング検査を受けているところであります。このうち、11月末までにコマツナ27カ所、ホウレンソウ18カ所、コカブ26カ所、キャベツ2カ所、ブロッコリー7カ所のモニタリング検査を実施しており、その全てについて放射性セシウムは未検出となっているところであります。なお、村では、サンプリングは育成状況を見ながら毎日実施しておりますので、残りの未収穫分に係る県のモニタリング検査も12月末までには完了するものと考えているところであります。

それ以外の試験栽培としては、深谷地区のエゴマ、前田地区のソバについては、現在、県のモニタリング検査の受検を待っているところであります。また、松塙地区では、8月からカスミソウの実証栽培を実施しており、現在、生育状況を調査しているところであります。

次に、畜産関係でありますが、伊丹沢地区では、9月初旬から繁殖和牛の飼育実証を開始しております。また、松塙地区では、平成29年度に水田での放牧実証を開始するため、9月下旬に水田2ヘクタールに牧草を播種しているところであります。

次に、獣害対策でありますが、村の鳥獣被害対策実施隊により11月末までにイノシシ336頭、猿8頭を駆除しております。

次に、森林再生、里山再生の取り組みであります。本年4月末に復興庁、環境省、林野庁により提示されました里山再生モデル事業について村内の候補地選定や実施メニューについて検討してきたところであります。10月12日に国、県による現地調査があり、現在、平成29年度の事業実施に向けて詳細を調整しているところでございます。

除染関係であります。10月末現在の除染同意をいただいた分の進みぐあいですが、宅地100%、農地99%、森林99.7%、道路95%であり、これらについては全て年度内完了の見込みということでございます。

また、農地の地力回復工事であります。国からは一部の農地除染のおくれにより来年度工事に繰り越しをするとの報告を受けているところであります。

次に、「片づけごみ回収」ですが、屋内ごみ及び農林系可燃物、廃家電、長尺物については、5月上旬から回収が開始され、年末まで実施する予定でございます。これまで全世帯を対象に来年度のごみ回収の意向調査をしておりまして、その結果、避難指示解除後も国によるごみ回収を継続していただけるよう現在要望をしてまいっているところでございます。

次に、蕨平仮設焼却炉ですが、破碎機などの前処理設備改修が8月末で完了し、試験運転を9月に実施し、10月より処理計画どおり焼却が進められているところであります。

次に、食品を切り刻むことなく丸ごと測定できる「非破壊式食品放射能検査機器」ですが、10月末にいちばん館に設置し、去る11月4日にセレモニーを開催したところであります。今後は、村民みずからが食品の放射能を測定できることから、食の安全を確認できるものと考えているところであります。なお、次年度はさらに10基程度追加し、他の公共施設や集会所などにも設置し、利便を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、商工労政関係であります。

東京電力の賠償による「飲料水安全確保対策事業」の井戸掘削ですが、本年4月以降、52件の補助申請があり、今まで19件が完了しているところであります。

次に、県の補助事業「ふくしまの恵みPR支援事業」の実施状況ですが、9月に開催した立村60周年事業に、県内から「日本で最も美しい村」連合に加盟していただいている大玉村、北塩原村、三島町の3町村から物販の出展をいただきました。村からも4団体が出展し、各自治体の特産品販売、PRを実施して記念事業を盛り上げたところでございます。

次に、きこりの改修工事であります。施行業者と11月1日付で本契約をし、来年4月には食事の提供を除き、きこりの営業が全面再開できるよう工事を進めているところであります。

次に、建設課であります。

まず、帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装の進みぐあいであります。平成26年度7件、平成27年度は繰越工事を含めて177件、今年度63件が完了済みで、当初要望件数の515件のうち247件が完了したことになっているところであります。現在実施中の67件を含めると、今年度までに314件が完了見込みとなっているところであります。残り201件については、平成29年度に実施する計画でありましたが、実は11月14日から25日にかけて追加要望を受け付けをしたところでありますが、約110件の申し込みがあり、

平成29年度以降も約311件を実施するという予定になっているということあります。

次に、長泥、蕨平、比曾、前田・八和木、4行政区の飲料水安全確保対策の交付金事業ですが、要望件数88件中、前年度までの完了が3件、今年度40件を発注しまして、完了が30件、実施中が10件で、残り45件につきましては、除染や解体工事の関係から、また申請者から「冬期間施行は避けてほしい」との要望もあって、次年度以降に実施したいと考えているところであります。

次に、村営住宅ですが、大谷地団地災害公営住宅は、現在2期工事8戸の工事を実施しているところであります。桶地内住宅、深谷復興拠点住宅については、現在設計を進めているところであります。また、既存の住宅修繕は、全体計画51戸のうち昨年度は8戸の整備を完了しています。現在は42戸の修繕工事を実施中で、今年度完了と予定になっていきます。

次に、農業集落排水ですが、11月2日から4日にかけて東日本大震災による国庫補助事業災害査定を受けております。今回査定を受けた「草野地区」管路については、復旧延長922メートル、査定額1億1,086万8,000円、査定率76.6%でした。現在、実施設計書の作成中で、完了後に工事発注を予定しているところであります。また、草野地区の残分及び飯槌地区の管路災害については、来年度査定を行う予定であります。

次に、環境省で実施している被災家屋解体ですが、全体要望1,097件のうち、平成27年度までに95件が完了しています。今年度の家屋解体発注件数は545件で、現在の進捗状況は、完了341件、実施中61件で、進捗率63%になっているところであります。また、追加受付の要望が多かったために、昇口舗装と一緒に11月14日から11月25日にかけて新規の追加申請を受け付けたところであります。その結果、相談を含めた来場者は318件で、追加申請の受付件数は約200件となりました。未着手457件を含めると、平成29年度以降の予定件数は657件必要になるということでございます。

次に、村道の除雪につきましては、11月30日に、村内業者を交えて平成28年度除雪担当者会議を実施しました。本議会に補正予算を計上し、村民の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、飯野支所ですが、現在の村民の避難状況について報告いたします。12月1日現在、県内各自治体に避難されている方は、福島市に3,683人、伊達市に568人、川俣町に437人、そして相馬市に383人、南相馬市に368人となっているところであります。住まいの方は、住宅取得あるいは親戚宅等というのが2,745人であり、民間の借り上げアパートが1,923人、応急仮設住宅に819人、公的宿舎等に233人などであります。また、県外に避難している村民は341人で、そのほかに老人ホーム、病院に15人が入所中であります。また、村内に残る未避難者は12人で、いいじてホームには35人が入所しております。

次に、11月15日、福島市民と飯館村の避難住民の交流を目的とした「笑顔をつなぐまち交流事業」が行われ、松川地区の市民と松川地区に避難中の村民、合わせて67人がバスツアーで交流を深めました。村内の山津見神社の「復元されたオオカミ」を見たり、交流センター「ふれ愛館」を見たり、深谷の復興拠点などを見学したりということで、いろいろ成果はあったようであります。その後は福島市に戻り、松川地区の文化施設などで見学が

行われたようあります。さらに、11月29日には、72人が参加して、同じ事業で飯野地区市民との交流会も行われました。この日は「日帰り温泉ツアーア」ということで、穴原温泉で入浴を楽しんだ後、健康教室が開催されました。この事業は福島市からの補助金で実施されているもので、いましばらく続く厳しい環境生活の中で、福島市と福島市民の温かい支援に対し感謝の念を新たにしたところでございます。

最後に、教育委員会関係であります。

まず、学校再開に係る改修計画であります。去る6月23日に飯館中学校改修推進委員会の設置というところでは、11月15日までに計6回にわたり精力的に協議をいたしました。8年連続学力日本一の東成瀬村や義務教育学校、小中一貫校などの視察なども行い、各施設の機能や配置等について協議された内容は、報告書としていただいいるところであります。建設する各施設は、この改修推進委員会での結論を基本とし、また新たな教育ビジョンは、学校運営協議会での協議内容をもとに本村の特色ある教育の実現のために充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、中学校の唱歌「ふるさと」の取り組みについて報告いたします。これは中学校の国語科の学習の一環として、ふるさとのイメージや村への思いを生徒一人一人が持ち寄り、唱歌「ふるさと」の4番の歌詞としてまとめたものであります。立村60周年記念事業の中で披露されました。当日は、飯館中学生代表を加えて、飯館お母さんコーラスの皆さんにも協力いただいて、会場全体で合唱を行ったところであります。4番の歌詞に、大きな感動に包まれたということあります。

次に、学校の状況であります。10月1日に幼稚園運動会、10月16日には中学校赤蜻祭、10月22日には小学校の学習発表会、11月26日は幼稚園の発表会が順次開催されたところであります。

次に、生涯学習関係ですが、9月11日と24日に市町村対抗軟式野球大会が、10月16日には市町村対抗ソフトボール大会が開催され、いずれも村代表チームが参加しておったわけであります。野球大会では今年度は4年ぶりに初戦突破という快挙はありました。その後は残念ながら、ということあります。

10月2日には「村民ふれあいウォーキング交流会」を北塩原村・雄国沼湿原で開催し、23名が参加したところであります。

次に、10月29日、30日には、第33回飯館村文化祭を交流センター「ふれ愛館」で開催しました。今年度の文化祭は、被災後、村内で初めて開催となったわけであります。当日は800点を超える作品展示と村内外からの各種団体による舞台発表があり、900名を超える村民が来場したところでございます。作品や舞台を鑑賞したり観覧したり、村内での再会を喜び合ったりする姿が見られ、参加した方からは「村内でやるものいいな」との声をたくさんいただいたところであります。

次に、11月20日には、第28回ふくしま駅伝が開催されまして、飯館チームは全区間参加ということで完走できました。今年も飯館中学校の協力により、16区間中7区間で中学生がたすきをつないでいただいたということあります。結果は昨年と同じ50位でしたが、昨年よりもタイムを約1分縮めたことや、昨年に引き続き参加した生徒も多く、選手の底

上げを図ることができたと思っているところであります。そして、ふるさと飯館村のたすきをつないでくれた選手の姿は、多くの村民に希望と元気を与えてくれたと思っております。関係者に感謝申し上げたいと思います。

以上が9月定例議会以降の村政の主な動きであります。

それでは、提出しました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第101号は、平成28年度飯館村一般会計補正予算（第9号）であります。

既定予算総額に10億8,107万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を125億3,244万2,000円といたしました。歳出の主な内容は、総務費の中で総務管理費に9億38万7,000円、徴税費に1,000万円、選挙費から1,168万円の減であります。民生費の社会福祉費に5,320万9,000円、児童福祉費に205万1,000円。衛生費の保健衛生費に633万3,000円、農林水産業費の農業費に1億2,508万1,000円と林業費に326万5,000円であります。土木費の道路橋梁費に3,015万9,000円、教育費の教育総務費に2,403万6,000円と小学校費から2,338万4,000円の減、中学校費から3,727万8,000円の減であります。社会教育費に384万9,000円、保健体育費から227万2,000円の減、公債費から196万7,000円の減などを計上しましたところでございます。なお、これらを賄う財源として、村税、分担金、国庫支出金、寄附金などを当てているところであります。

議案第102号は、平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。

既定予算総額から992万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を15億1,502万1,000円といたしました。

議案第103号は、平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算総額に1,114万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を5,726万1,000円といたしました。

議案第104号は、平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。

既定予算総額に6,966万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を11億7,417万8,000円といたしたところでございます。

議案第105号は、飯館村広域的減容化施設影響緩和基金条例であります。

蕨平に建設した広域的減容化施設の立地による影響を緩和するため、村が行う地域振興策の資金として県から交付された交付金を積み立てるため、新たに基金を設置するものであります。

議案第106号は、飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、村においても所要の改正を行うものであります。

議案第107号は、職員の育児休業等に冠する条例の一部を改正する条例であります。

前議案と同様、育児休業に関する法令の改正に伴い、村においても所要の改正を行うものであります。

議案第108号は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正す

る条例であります。

地方公務員法の一部改正により、法の適用条項が変更になったため、所要の改正を行うものであります。

議案第109号は、飯館村税条例の一部を改正する条例であります。

法令の改正により、特例適用利子や配当等のある者に対し、当該金額を分離課税とするための改正であります。

議案第110号は、飯館村使用料条例の一部を改正する条例であります。

交流センターの開所により、公民館使用料に関する項目を削除する改正を行うものであります。

議案第111号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

さきの村政条例の改正より、分離課税とされた特例適用利子等について、これを国民健康保険税の所得割額を定める際に用いる総所得金額に含める改正を行うものであります。

以上が提出議案の概要であります。

それでは、どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告と提案理由を終わります。

○休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時51分）

○再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時46分）

○散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時47分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月9日

飯 舘 村 議 会 議 長 大谷友孝

同 会議録署名議員 松下義喜

同 会議録署名議員 伊東 利

同 会議録署名議員 飯桶善二郎

平成28年12月13日

平成28年第11回飯館村議会定例会会議録（第2号）

()

()

平成28年第11回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成28年12月13日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日	開議	平成28年12月13日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	平成28年12月13日 午後 3時22分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席 09名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○
署名議員	1番 相良 弘		2番 高野 孝一		3番 渡邊 計	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記瀬川雅幸	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
○ 出席	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総務課長	愛澤 伸一	○	住民課長	細川 亨	○
	健康福祉課長	俎野 正行	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	建設課長	高橋 祐一	○	飯野支所長	高橋 正文	○
	会計管理者	石井 秀徳	○	教育長	中井田 榮	○
	教育課長	村山 宏行	○	生涯学習課長	藤井 一彦	○
	代表監査委員	佐藤 榮一	○	農業委員会会长	菅野 宗夫	○
	農業委員会局長	石井 秀徳	○	選挙管理委員会 委員長	高野 京子	
	選挙管理委員会 書記長	愛澤 伸一	○			
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年12月13日（火）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順 1～4番）



会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員9名、定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月9日に総務文教常任委員会が、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、委員会が開かれております。以上であります。

議長（大谷友孝君） 次に、総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長（愛澤伸一君） 今議会の冒頭、村長提案理由の説明の中におきまして、道の駅までい館設置条例を今議会に議案として提案している旨の発言がありました。これは誤りでありますので、ここにおわびして訂正をいたします。まことに申しわけございませんでした。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 相良 弘君、2番 高野孝一君、3番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。6番 松下義喜君。

6番（松下義喜君） おはようございます。平成28年第11回飯舘村議会定例会において一般質問を行うものであります。

原発事故から5年9ヶ月が過ぎ、いまだ避難生活を強いられている現状です。29年3月1日には避難指示解除を迎えるわけですが、村民の生活の安定と村の復興のため、議員として責任を重く感じているところであります。

また5期目の実績を訴え、村長は6期目の当選をなされました。まことにおめでとうございました。相手方は避難指示解除日を白紙に戻し逆戻りするか29年3月31日でいくかの選択を問う選挙でした。村長は、避難指示解除はゴールではなく、復興のスタートと言っています。今後4年間の任期の中でどのぐらい復興をなし遂げられるか、またこれから復興には経験と人脈が絶対必要とも言っている中で、今後の主要施策とした6点選挙公約を掲げております。それらを質問いたします。

1点目は、徹底した除染と情報開示について伺うものであります。

2点目は、村内での営農・営業再開への支援について伺うものであります。

3点目は、地域コミュニティーの推進について伺うものであります。

4点目は、飯館ならではの教育について伺うものであります。

5点目は、陽はまた昇る基金の活用について伺うものであります。

6点目は、村民の生活環境改善について伺うものであります。

以上、6項目について伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 6番松下議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまご質問いただいたとおり、公約として6点を挙げさせていただいたわけであります、後半の3点について私のほうからお答えをさせていただきたい、前半の3点についてはそれぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

4番目の飯館ならではの教育についてという質問にお答えをさせていただきます。

村では、平成30年の4月の学校再開に向けて飯館中学校1カ所に幼稚園、小学校、中学校、幼稚園の中には保育所も含めての認定こども園であります、連結して一貫した教育を進めるため施設の整備に向けて関係機関と具体的な詰めの協議を現在行っているところであります。また、子供たちの充実した学びが図れるよう施設整備を進める一方で、村の学校だからこそできる特色ある教育についても協議を行い、学校教育基本計画として策定を進めているところであります。

この計画に基づいて進める飯館ならではの教育施設の一端をご紹介いたしますと、まず民間の学習塾との連携を考えているところであります。これについては長野県や佐賀県などで既に実績のある民間の学習塾が本村の教育活動に協力をしてもいいというようなお話をいただいておりますので、発想力とかコミュニケーション能力などを育む塾のノウハウを村教育プログラムに織り込む計画を持っているところであります。これについては、平成30年と言わず来年度平成29年度から事業に取り入れるべく協議もあわせてしているところであります。

また、今年から「笑育」を取り入れ成果を挙げているところであります、引き続き推進してまいりたいというふうに思っております。

さらに、新たに今回建設を予定しておりますいわゆる給食センターのみではなくて、教育プラザ的な活用であります。ご案内のこととは存じますが、現在の給食センターを取り壊し新たな教育プラザを建設する計画であります、そのプラザの中では本村の郷土料理や伝統食について、見て、つくって、食べて、学ぶといった一連の取り組みを通して一番大切な感謝する心とか、生命の大切さとか、その他いろんな食育の中で学ぶとともに農業を含めた本村の食文化を学べる施設となる予定であります。

いずれにいたしましても、小規模校になることは考えられますので、やはり小規模なりのしっかりとその心と手の届く、そういうような教育に取り組んでいかなければと思っております。さまざまな検討、そのほか進めておりますが、本村の学校を選んでよかったですと思えるような教育内容の充実に努めてまいります。

「陽はまた昇る基金」ということであります、この基金は原子力災害からの復興に向けて住民生活の安定とか地域産業の再生など、復興の実情に応じたきめ細かな取り組みを

支援することを目的としているところであります。本来は国県の制度にしっかりとやつてもらうわけですが、その国県の制度の狭間を埋める事業などに対して使用することとしているわけであります。多分、国県の制度が全てかゆいところに届くというわけではないというふうに思っていますので、やはり村として責任を持って村民の生活のためにあるいは産業振興のためにあるいは福祉向上のためにということで「陽はまた昇る基金」という条例をつくらせていただいて、今ある程度の金額を蓄えているわけでありますが、それをしっかりとこれから復興に向けて対応していきたいということであります。

基金設置条例の中では1つ目に営農再開、農林業の活性化のためにということがあります。2つ目として、企業・商店再開及び操業支援のためということ、そして3つ目には教育・福祉の充実のため、そしてさらにその他復興のために必要な事業というふうに基金条例の中にはうたっているところであります。現在、府内においてこの基金の使い道となる事業の検討を進めているところですが、それは府内 ありますし、またおおい皆さん方の声を聞いて、できるだけ復興に役立てていきたいと、このように考えております。

具体的には営農再開・農林業活性化のための事業として国県の営農再開支援事業の自己負担分に対する補助の上乗せや生きがい農業のための補助が検討されております。この国県の営農再開支援事業、大変高額の補助事業がありますが、さらに少しでも一生懸命やろうとする人の負担を軽くしたい、こんなような思いでありますし、多分生きがい農業のためはなかなか国県のほうはそう出てこないだろうと、こんなふうに思っていますので、今検討されているところであります。

さらに、企業・商店再開及び操業支援のための事業、これも同じように国県の補助が出ておりますが、その自己負担分を少しでも軽くさせれば、なればということで、上乗せについて協議を進めているところであります。

さらに、教育・福祉の充実のための事業というところでは、村内での介護サービス充実のためなかなか今難しいところでありますので、サービスを行う事業者が村のほうに足を運んでいただければある程度補助をさせていただくなどというのもいかがなものかということで、検討を進めているところであります。

そのほかにも村民みずからが復興・自立のために行う研修への支援、あるいは避難先で生まれたきずなを大切にするための同窓会開催費用補助なども検討しているところであります。

基金事業といったしましては、今後も検討を重ねて予算化できるものについては来年度当初予算に計上し、広く活用できるようにしてまいりたいと思っております。

また、基金積立額の約半分を占めるふるさと納税「いいひでまでい寄付金」の中で、寄付者への使用目的提示の中で、復興拠点への彫刻の設置や汚された農地をできるだけ花などで飾っていく、あるいは植えていくというキーワードにした拠点周辺景観整備、さらになかなか子供たちが戻らないという中で少しでも子供たちが村を訪れてもらう、あるいは来てもらうという、そういうところでの遊び場の設置などを掲げておりますので、それらの事業の財源としても今後活用を図ってまいりたいというふうに思っております。

最後の村の生活環境改善についてのご質問にお答えをさせていただきます。

住環境の改善ですが、ご存じのように昨年度草野地区の大谷地団地に8戸新たな整備をいたしました。今年度も新たに8戸建てかえ中でございます。また、同じく来年度は飯樋地区の桶地内団地旧建物を解体させていただきまして、10戸を新築する予定でございます。ほかの村営住宅につきましても、現在計画的に整備・改修を行っており、これから帰村される村民の方、または新たに村内に住まいをと希望する方などの需要に応えられるように整備をしてまいりたいというふうに考えております。

またさらに、生活環境ということになるかどうかはわかりませんが、葬儀場の整備も検討しておりますところあります。村では今後、村内における生活必要な施設として、葬祭場の建設も進めることにしておりまして、村としては今後帰村する方の見込みなどから、これまでのよう住宅で葬儀をというようなことはなかなか大変ではないかということです。一方で常に民間の斎場を使用するということになりますとやはり遺族の負担もありますし、距離的な問題もありますので、村内での葬儀を望む声もあることから、村民の負担軽減とふるさとでも安らかな最期のためということで、伊丹沢地区の工場跡地を買い上げて整備を行うこととしているところであります。現在は用地・建物の買収が終わったところであり、建物の設計及び葬祭場の運営主体についてどのようにするか、関係団体と協議を進めているところであります。今後はより詳細な運営方法について協議を進め平成29年度中に供用開始ができるべく整備を進めているところであります。

次に、帰村した村民の交通の便の確保であります。

高齢者が比較的多く帰られるという見込みの中ありますので、自動車の運転に不安のある方、または運転できない方への対応として交通手段の確保が絶対必要であるというのもうわかっているところであります。現在、村民が避難先から自宅に帰る際に利用できる「いっとき帰宅バス」や仮設住宅と病院を結ぶコミュニティーバスを国の支援を受けて運行中であります。今後この国の支援がどの程度継続されるかは今のところ不明でありますが、村内への交通の便の確保についてもこれらに加え巡回バスの運行や以前行っておりました「地域お助け合い事業」、いわゆる足を確保してほしい、あるいは少し足の確保を私の方でできますよという「地域お助け合い事業」の再構築なども検討するなどして利便性の確保に努力をしていきたいと思っております。

また、福島交通の路線バスですが、南相馬から福島市間に運行しております、去る9月から村内2カ所に停留所を設置をし、とまつていただくということで村民の利便性を今図っているところであります。

他に、防犯、村民の安全・安心のために欠かせない駐在所についても、交流センター敷地内に移転することということで県警と協議中であります。29年度中に新しい駐在所がそこに建つ予定になっております。協議が整い次第、新たな場所で駐在業務ができると、こんなふうに思っておりますと、広域消防と一体となって村の防犯、防災に当たっていただけるものと、このように思っているところであります。

そのほかまだまだあるだろうと思いますが、一つ一つ気づいたところから、あるいはできるところからしっかりと村民の生活環境改善に努力をしていきたいと、このように思つ

ているところであります。

他のご質問は担当の課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは大きな1の今後の主要施策についての1点目、2点目について、お答えいたします。

まず、ご質問の1点目の徹底した除染と情報開示について、お答えいたします。

おただしの徹底した除染についてであります。除染に当たっては国に対し、村の除染目標値である時間当たり1マイクロシーベルト、年間5ミリシーベルト以下になるよう、徹底した除染を求めてまいりました。これまで宅地、建物、農地、道路、そしてその周辺の森林において面的除染を進めてまいりました。その後国の詳細モニタリング調査により確認されたホットスポットの対応の局所対策工事などのフォローアップ除染を実施しながら徹底した除染を求めてきたところであります。

さらに、村として全世帯のガンマカメラによる撮影調査を実施し、その結果データを国に情報提供しながら局所対策工事などのフォローアップ除染を求めるながら住民の不安解消に努めてまいりました。国は長期目標である追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指しておりますので、一定期間をおいて継続的に詳細モニタリング調査を実施することでのありますので、今後もモニタリング調査の経過を踏まえ、徹底した除染を求めてまいりたいと考えております。

次に、情報開示でありますが、原発事故直後から空間線量については村民への情報の提供が必要と考え、村独自でモニタリング調査をし、また昨年までに国県村事業で村内141カ所にモニタリングポストを設置してきたところであります。これらの空間線量の数値の情報提供については村のお知らせ版やモニタリングポストでの表示、ホームページ、タブレットなどで村民が確認することができるよう努めてまいりました。また、本年度事業として50メートルメッシュにより詳細な村内放射線マップを作成しており、さらに村民の不安解消のために今後も情報提供を積極的に図ってまいりたいと考えております。

また、除染廃棄物のフレコンバッグの早期回収については、双葉地方に設置する中間貯蔵施設の用地確保が計画どおり進まない状況でありますので、村としては今後も国に対し村外から早期搬出ができるよう、自治体ごとの搬出基準の見直しについて要望をしているところでございます。

なお、中間貯蔵施設への搬出実績でありますが、昨年度の試験輸送で1,000袋に引き続き、11月より小宮仮置き場より5,700袋の不燃物除染廃棄物の搬出を実施しているところでございます。

次に、2点目の村内での営農・営業再開についての支援について伺うにお答えいたします。

まず、営農再開に向けての施策でありますが、大きく分けて除染後農用地の保全管理、獣害対策、栽培実証、営農再開、販路開拓の5段階に分けてそれぞれの支援を実施しております。

まず、第1段階の除染後農用地の保全管理については、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業のほか、福島県営農再開支援事業を活用しており、今年度

は14地区の農業復興組合により7月末時点で約238ヘクタールの農用地の保全を実施しております。

次に、第2段階の獣害対策についても、福島県営農再開支援事業を活用して、飯舘村営農再開支援事業推進協議会が事業主体となり、総延長7.6キロメートル分の電気牧柵を設置することになっております。また、イノシシ、猿の捕獲・駆除に対しても奨励金の支給をして獣害の抑制に努めているところでございます。

第3段階の栽培実証については、本年度は水稻1.2ヘクタール、野菜10アール、ソバ10アール、エゴマ2アール、牧草30アール、カスミソウ0.1アールを作付しております。また、主要野菜の出荷制限、摂取制限の解除に向けた実証栽培を適正な吸収抑制対策のもとで村内27カ所において実施しており、現時点までにモニタリング検査を受けた品目全てで放射性セシウムは未検出となっております。

次に、第4段階の営農再開については、本年度は福島再生加速化交付金を財源とする被災地域農業復興総合支援事業により、松塚地区においてトルコギキョウ等の切り花栽培用のハウス8棟のほか、カスミソウ栽培用のハウス11棟、畜産用のトラクター1台、ミニローダー1台、ホールクロップ・サイレージ収穫用機械等一式を導入しております。

また、深谷復興拠点においては、ガラスハウス1棟及び付属機器を導入し、いずれも営農を再開する農業者に無償貸し付けすることになっております。

次に、第5段階の販路開拓についてですが、有限会社いいたいちごランドが生産する夏秋いちご「雷峰」を原料とした紅茶の商品化に向けて、マーケティングリサーチ及びPRを実施する一方、高品質の野菜・果物を販売する東京都の青果店の視察研修や、JAふくしま未来との村内での生産再開に向けた協議を進めているところでございます。

一方、今年度、国の補正予算により、新たに平成32年までの県基金事業として、原子力被災12市町村農業者支援事業が創設されたところであります。この事業は、営農再開のために要するパイプハウスやトラクター、コンバイン等の導入、農業用施設の撤去に当たって事業費上限1,000万円に対して4分の3の補助率で補助されるものであります。通常の事業と異なり花の苗や繁殖雌牛の導入等についても一定の補助率の中で活用ができるものです。

また、特に市町村が認める取り組みに当たっては、事業費の上限を3,000万円までとすることができますため、村としてはこの事業を最大限に生かして営農再開を希望する意欲ある農家の支援をしてまいりたいと考えております。

なお、この事業の周知文については、県が作成したものを広報いいたて12月号発送分に同封し、全世帯に配付をしております。12月9日から平成28年度分の事業申請を受け付けを開始したところであります。

村としては、これらの事業を平成29年度も国県の予算を活用してできるだけ意欲のある農家の方に寄り沿った形で実施してまいりたいと考えております。

また、営農再開まで至らなくとも除染が終わった農地で自家消費用の野菜や米を栽培したいとの声も寄せられているところでですので、平成29年度当初予算において「生きがい農業」の支援策を提案してまいりたいと考えております。

以上であります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、松下議員の3点目、地域コミュニティーの推進についてのご質問にお答えをいたします

まず、現在の状況でありますが、多くの村民は村から車で1時間以内の地域に避難していることから、行政区長初め行政区役員、そして村民の皆様のご努力によりまして、何とか地域コミュニティーが維持されている状況であります。また、今後の避難指示解除に向けては、解除当初村に戻る村民も全体の3分の1程度、あるいはさらに少数ではないかということが予想される中、地域コミュニティーをどうするかが村の重要課題であると考えております。

これまで村といたしましては、行政区を地域コミュニティーの基盤と捉え、その活動の後押しや維持のため補助金等による支援を行ってきたところであります。今後につきましても引き続き地域づくり事業補助金を継続し、行政区の自立的な取り組みを支援していく考えでありますし、コミュニティーの場としての集会所整備、改修にはこれまでどおり費用の2分の1の補助を継続してまいりたいと考えております。

さらに、避難先で生まれた各自治会でのきずなも今後大切にしたいと考えておりますし、例えば自治会解散後に開催される自治会同窓会に対しましては、までの村 陽はまた昇る基金を活用し、開催費用の8割程度負担することなども現在検討中でございます。

以上であります。

6番（松下義喜君） ガンマカメラによる高線量の追加除染であります、村は年間5ミリシーベルト以下になるよう徹底した除染をしていくという中で、国は年間1ミリシーベルトと言っている中での、その追加除染の考え方を再度お聞きしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染におきましては、答弁でもお話ししましたようにまずは面的除染ですね、宅地、建物、農地、森林、道路、まずは面的除染をするということで進めておりまして、あとはそのほかにフォローアップ除染という形でいわゆる局部的に高いところがあればより下げるという形での対応という形でやってきております。そういう中でかなりデータ的には数値的には落ちているところもあります。ただ、心配されるものがやはり村民からも山のほうからまだ流れてくるんではないかとか、あとは取り残しがあるんではないかというようなやはり不安の声もいただいているというところでございます。そういう中、追加除染といいますか、より徹底した除染を求めるということで、まず国の方でも詳細モニタリングを丁寧に今後もやることでありますので、それらで高いところがあればまた除染を実施するという考えをしておりますので、国の長期目標の追加被ばく年間1ミリシーベルトを目指すということがありますので、やはりその約束を守っていただくような形で今後モニタリング調査を進める中で除染のほうにというような流れで国の方に求めてまいりたいと思っております。

以上であります。

6番（松下義喜君） それで、再度村民がどのぐらいまでここまで下げてほしいというような要望に当たってはフォローアップをしていただけるのかとか、どのぐらいの要望まで聞いていただけるのか、そこ辺をお聞きしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君）　これまでも幾度となく、答弁をさせていただいておりますが、国は除染目標値、具体的な数字は持っていないという部分であります。前からもお話ししているように国の考え方は年間20ミリシーベルトを境目にしての考えということでありまして、20ミリ以下の除染をやることであったんですが、村としてはそれではよりよい除染にはならないであろうということであえて年間5ミリシーベルト以下を目指すようにというような目標値をつくりながら国に求めてきたということであります。

それで、それぞれの村民の方々も数字的にはいろいろ判断する部分で意見がいろいろあるかと思います。ただ、全体から見て局所的に高いようなところがあるとか、局部的に何というんですか、一部に広く取り残しがあるというような部分が発見されれば、確認されれば、それについてはきちんと除染をしていくという考え方で国のはうには求めてまいりたいと思います。

6番（松下義喜君）　それでは、里山再生に向けた国の交付金事業の継続を要請をするというような形でよく村長言っておられます、村に交付金を出して任せろというようなお話しもいつかお聞きになったような気もしますので、どのような考えでいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君）　残念ながら、山の除染はうちの周りの20メートルということであります。

しかし、我々こういう農村に住んでいるものは、まさに里山も生活の一部ということで、何とか除染をしてくれと、こういう話はずつと言ってきたところであります、その結果、農村森林再生モデル事業というのが出てきました。ただあくまでもモデル事業でありまして、各自治体1カ所、広範囲にというだけでございます。これも多分、このままに終わってしまうかもしれませんし、次の事業が出てきたとしてもやはり国の事業ですから当然そこにはいろいろな規則、決まり、制約があるだろうと思います。ということで、村としてはいわゆる交付金ということであるさと再生、森林再生、里山再生交付金ということで、村に最低でも10年、場合によっては20年ぐらいの長期にわたって少額でも仕方がないので、しっかりと村の裁量で使えるような交付金を長期にわたって出してくれという要望をここ5年ぐらい続けて言っているところであります。一部には大変いい案だというふうには言ってくれている人がいるわけでありますけれども、なかなかその交付事業までにまだ至っていないと、こういうことありますが、これからも言い続けていきたいと思いますし、幾らかなりともそれに近い事業が出てきている、あるいはあるということですから、内部で検討させていただいて、村の中で皆さんと相談をしながら里山を少しでも再生をして次の世代にバトンタッチするという事業を組んでいければなど、このように思っているところであります。

以上であります。

6番（松下義喜君）　里山再生、また除染はこれは絶対必要だと私も考えている中で、村の事業に任せよということになれば、これから避難指示解除になって3割程度戻ろうかという見込みの中で、高齢者等々が戻り若者が戻らない、そういう中で村に任せられた事業の中でやっていけるのかどうか、私は心配なんですね。我々もこれから国、県に要望の課題になってくるんだと思うんですけども、本当に村の事業として取り組んでやっていける

のかどうか、再度伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君）まだこれわかりませんが、調査によると3割近く帰る予定だという話、そしてしかもどちらかというとアンケートの調査を見ますと年齢のいっている方の帰村のほうがずっと多いと、こういうことであります。そういう中で再生事業できるのかということでありますけれども、私はそういう高齢者だからこそできるのではないかということ、この交付金事業をぜひ国の方でやってくれと。つまり、里山再生も含めているんですが、除染も含めているんですが、やっぱり高齢者と年配者の雇用も含めてということです。きっとこの事業がもしできるとするならばそれぞれ自分の判断で、責任でじやあ私のところはこんなところをやりたいということで何人かが組んである程度の森林再生の事業をやってもらうということができるのではないか。あるいはそういう任意団体もありますけれども、森林組合の事業としても可能性としてはあるんではないかと、このように思っていまして、里山再生は少しでも山をきれいにするというのもあり、また帰つてこられる年配者の雇用の場としてもなかなか大変かもしれませんけれども、考えられるのではないかと、このように思っているところであります。

6番（松下義喜君）雇用の場としては最高の事業ではないかと思いますけれども、よく森林組合等で森林再生に向けたバイオマス的な話があります。そういうものに関しては村長はどういう考え方を持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。バイオマス。

村長（菅野典雄君）村の面積の70%以上が山であります。もちろん国有林もあるわけですが、我々も民有林としてあるいは村有林として持っているわけでありますから、そこをどういうふうに活用するか、これは今までどちらかというと国の方の事業などで間伐をしたり植林をしたり、いろんなことをやってきたわけでありますけれども、現在こういう状況の中では山に入ることはまだできないということになっています。そこを何とか緩めていただけないかという話も一方でさせていただいていますが、そこを事業として取り組むということで木質バイオマス事業、これは以前特別養護老人ホームで今から10年以上前に村の木をチップにしてそれを燃料にして特別養護老人ホームの暖房なりお湯にと、こういうことをやってきて、それがやっぱり村の生きる道ではないかと、そんなふうに考えていましたが、この放射能が山の中に降っているということを考えますとなかなか難しいのではないか。つまり可能性としては十分あるわけですが、その焼却をするに当たって1つは燃した後の灰の処理を誰がするのか、国がしっかりとしてくれるのか。残念ながら今のところ国がやりますという返事は全くもらっていないということと、あとは規模の程度なのかもしれません、やっぱり経営が継続していくかないとそこにいろいろなマイナス要因が、経営的なマイナス要因が出てきたのでは長続きしないと、こういうことでありますので、その両面の課題を少しでも検討する必要はあるということで、これまでにも村でもやってきましたし、また森林組合の方も後ほどまた研修に行かれると、このようなことでありますので、ただ最終的には普通だったらば全く大丈夫な燃した後の処理あるいは燃す段階の処理、それが誰が最終的に責任をとるのかということをこれからも国の方にしっかりと求めていくてオーケーということになれば可能性としては出てくるのではないかと、このように思っていますが、今の段階ではなかなか難しいと、このよ

うに思っているところであります。

6番（松下義喜君） バイオマス事業等については、私もそれなりに村長と同じような疑惑を持つているところであります。除染でまだ持ち返して聞きますが、草野地区と一番先モデル事業でやった除染等についてはいち早くやった除染については、モデルの簡単な私は除染でなかったのかなと思って見ているところであります。

そこで、土地改良材等々において、返す農地が全く一番先に手にかけたところが荒れている状況であります。そういう状況の中で、環境省でやったから手をつけないのか、どうなのか、そこら辺、はっきりしていただきたいものだなと思いますので、どうぞどういう計画になっておられるのかを含めてお聞きいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のおただしへは、平成23年の多分冬、冬だと、12月、1月にですね、内閣のほうで今後の除染を進めるということで実証という形で草野の小学校に上る村道を東西に分けて冬場の時期に西側のほうですね、農協さんとその間をやったということであります。まずそのときには、宅地建物のをやりまして、あと農地のほうも実証という形でやらせていただいたということであります。ただ、林縁部からの20メートルという部分がその時点ではまだ決まっていなかったということで、林縁部については手つかずの状況であったかというふうに思っております。環境省のほうもその状況は知っているという状況もありますし、また議員のほうからもそのような話を相談も受けていたということもありますし、環境省のほうにきちんと除染をということをお話しをしておりまして、残している部分、あとは局所的に高い部分については全て完了しているというような状況で話を聞いているところでございます。

あと、農地については、地力回復工事という形で客土まで終わったところについて土改材を入れるなら工期、作業という部分でございますが、草野においてはまだ途中ということで、全体でまだ40%程度が残っているという状況でございます。年内、精力的に進めているところではありますが、残るような部分については来年度という形で進めさせていただければと思っております。

なお、そのほかにもし疑義の部分があればですね、ぜひお話しをいただきながら環境省につないで除染のほうを進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6番（松下義喜君） 続いて、営農再開支援についてであります、29年3月に避難指示が解除される中で、村独自としての来年の営農再開への支援事業等はどういうものを考えておられるのか、お聞きいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど今後の営農再開への支援についてには答弁させていただきました。今のところは国県の補助関係、支援事業を使いまして、その隙間については先ほどから出ております村の基金、までの村に陽はまた昇る基金等を使うということで今検討させていただいておりますが、それらで対応できればと思っております。また、販売目的としない部分の農家の方々については、国県の事業が対象外という形になりますので、自家消費の野菜、米をつくるという方々の声も、そこへの支援という声もありますので、これについても29年度の当初予算の中で支援先を提案させていただければと思っており

ます。

以上であります。

6番（松下義喜君） その中で、11月末まではコマツナ27カ所、ホウレンソウ18カ所、コカブ26カ所、キャベツ2カ所、ブロッコリー7カ所、モニタリング検査を実施して未検出とお聞きしています。その中で今言った、陽はまた昇る基金等でこういうものが来春帰村したらば畜産再開に向けてのはつきりした助成、補助等を打ち出していかなければならぬのではないかと私は思います。帰村はする、何の計画も早めに出て私はいかなければいけないんでなかろうかと思うんでありますけれども、再度お聞きいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 陽はまた昇る基金のおただしでありますので、私のほうからですが、今議会中に今、村の中で検討しております陽はまた昇る基金の補助メニューについてですね、議員の皆様にご説明する機会を設けたいと考えておりますが、それが一応ご了解いただければその後早い時期に村民の皆様にもお示ししてまいりたいと考えてございます。

6番（松下義喜君） その中で、野菜等々にはND、未検出という形で今総務課長が申されたようなものを考えておられるというお言葉がありました。そこで、畜産再開への支援等などはどういうものを考えているのか、お聞かせ願いたいと。

復興対策課長（中川喜昭君） 畜産再開についてであります。現在村内で畜産を再開しているということで、実証事業として松塚地区とあと伊丹沢地区で行っております。来年度の再開の部分で畜産を村内でやりたいという方々もそのほか2軒程度あったかなというふうに思っております。やはり今伊丹沢のほうでは畜舎がパドックでの飼育という形でやつておりますが、この実証が2月ごろまでやって3月にまとめるということでありますので、いわゆる飼料関係ですとか、あとパドックでの周りとの草の関係とかですね、そういう部分も今回実証しておりますので、そういうものをまとめながら、あとは村内で再開する場合の県としての注意点とか留意点なども検討していただいて、県の指導のもとで畜産の再開は進めていきたいなと思っております。

一方では、松塚地区のほうでは、伊丹沢でもそうですが、牧草のいわゆる作付した場合、その影響ですね、その辺がどうなるかということで、その辺についても実質的なものも県のほうの指導を受けるということであります。それで、あとは素牛の導入関係についても、今年ですね、1頭当たり40万の補助を出しておきましたが、また来年度についても素牛の補助、村としての補助も考えていきたいということと、あとは先ほどの畜産の4分の3事業においても一定の定額であります。補助金が出されるという形で支援事業でもなっておりりますので、それらを合わせた中で素牛の部分を考えていきたいと。

あとは、購入飼料関係ですね。これについても検討しなければならないということであります。が今後協議をさせていただければと思っております。

以上であります。

6番（松下義喜君） 国県の4分の3の補助事業でありますけれども、これに陽はまた昇る基金の助成は入れるのかどうかもお聞きしておきたいと思います。

村長（菅野典雄君） ずっと言ってきたことは、賠償、これは当然であります。いつまでも賠償に頼るわけにもいきませんので、生活支援制度をやっぱり出すべきではないかという

のは一貫して飯舘村は言ってきたところでございます。官民合同チームということで、現場の声を聞くということで、今から2年ほど前から官と民が一緒になって商業関係、あるいは農業関係の声を聞いているというところの中から出てきたのが、自分で何せ自立をして頑張ってみるという、村内で、ということは村外もそうなんですが、うちの村は村内に限らせていただきたいというふうに思っていますが、村内で頑張る方に4分の3の高額の補助が出てきたということになります。いろいろ制約はあるだろうというふうには思いますが、何せこれを最大限使って営農であり、あるいは営業でありやっぱりやっていくということです。

それに村のほうでどういうふうにするかということではありますが、4分の3というのはかなりの、75%でありますので、ある意味では4分の3、75%までであればそのままでいいんではないかという意見もあることも事実であります。やはり少しでも村としては応援したいんだという気持ちもやっぱり出すべきではないかというようなところで今いるところであります。多分、わずかだとは思いますが、これからまた議会の皆さん方と相談をさせていただいて、プラスをさせていただきながらと思っています。この農業のほうの営農でありますけれども、4分の3であります。ところが畜産という今質問がありました。畜産の場合には多分牛舎を建てて機械を買って、牛を導入して、設備をしてということになると、多分3,000万円でも足らないのではないかということで、なかなか使い勝手にはならないのではないかということで今担当としては何かこう別な事業で設備をしてこの1,000万円、3,000万円の中でできないのかということも可能性としてあるのかどうか、今生懸命検討している最中でございます。少しでも皆さん方がやろうとする人に応援をしたいということで、内部では一生懸命担当などをやっていただいているということをご報告させていただきたいと思います。

6番（松下義喜君） ぜひ進めていただきたいと思います。

かぶるかとは思いますが、29年度の当初予算において生きがい農業の支援策を提案していくというようなお言葉がありました。今考えている支援策で結構ですので、あつたらばひとつお聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今現段階ということではありますので、担当部署としての考え方であります。いわゆる4分の3事業等はやっぱり多額になる部分には県の補助等を入れるということであります。例えば行って、村に帰ってから、戻ってから一世、二世をつくって、自分で野菜をつくって食べるんだというような人が、なかなか路地では厳しいなということで例えばハウスですね、簡易的なハウスが欲しいとか、あとは例えばそこをうなうにも小型管理機的なものが欲しいとか、そういう部分が要望としてあるのかなと。そういう部分も聞いているということではありますけれども、そういう意味ではそれほど大きなハウスではなくて本当に自分のつくって食べる、あとはその土いじりをして楽しさを味わうとか、そういう生きがい的な農業をやるという方々もいるかと思いますので、そういう方々を支援していきたい。本当に生きがいの農業というような形で考えているところであります。

以上であります。

6番（松下義喜君） 質問を変えたいと思います。

地域づくり補助金を引き続き来年も行っていく中で、行政区に支援をしていくという中で、帰村に当たって帰村の行政区に帰村した方としない方の、その支援の形、どういうふうに、仮に1つの行政区が20人しか戻らない、そういう中で、また仮設と自治体等にたくさんの方避難している方がおられる、そういう中の全体は行政区100万なら100万、大きいところでも小さいところでもそういうような色分けしたときがあります。どういうふうなこの支援を、また資金補助をしていこうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） おただしの趣旨は、各行政区ごとに帰村する方と帰村しない方とそれぞれ分かれて、どの範囲まで村として支援するのかということなのかなというふうにお聞きしましたが、現在のこの村の制度では、総予算2,000万円の80%、1,600万円につきまして、各行政区80万円ずつの均等割をしております。残りの400万円については世帯割という形で若干の傾斜の配分をさせていただいて各行政区ごとの支援額と補助金額ということを算定して交付をさせていただいているところでございます。

避難指示解除ということで実際に村に戻って来られる方、ただあとは戻りたいんだけれどもなかなか戻れない方、当然おられることというふうに思っておりますが、現在のところ29年度について、現段階でございますけれども、29年度においてこの制度を大きく根底から見直すということは考えていないところでございます。

6番（松下義喜君） では、質問を変えたいと思います。

この学習塾を入れるという中で、民間の学習塾との連携をした中で小中一貫校を目指していく中でどのように入れていくのか、再度お聞きしたいと思います。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、教育、学校の再開につきましては、議会のほうとも一緒になって大谷議長初め東成瀬のほうに研修をして、そこは児童生徒が130人ぐらいの規模の小さな学校でありますけれども、スクールバスで通っているというようなこともあるんですね、帰りにその時間を使って村独自の塾をやっているというようなことがあります。そこは全国学力日本一8年間続けている学校でありますけれども、そこの東成瀬の教育長さん、鶴飼教育長さんをお呼びして前回も第1回目の教育講演会をやったわけでありますけれども、実は12月の15日に第2弾目としまして、村長のこの公約を踏まえながら、民間の花まる学習塾の高濱さんという方、代表でありますけれども、ここをお呼びして、学校の公的な教育とさらにはこの民間の学習塾とどのような連携をとつてこれから村の学習塾を開くことができるのかどうかを勉強してまいりたいというようなことで考えております。ぜひとも前回も議会のほうから多くの方々にご出席をいただきましたけれども、今回もご出席をいただきながらこれから来年度の当初予算に向けてこれから企画を出していただき、さらに学校の先生方にもご理解をいただいて、先生方、さらには保護者の皆様にもご理解をいただいて、村長の公約にもありますように、学習塾をどのように入れができるのか検討して、さらに当初予算に反映できればと考えております。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきます。

今、文部省からあちこちで言われているのがアクティブラーニングとかっていう言葉が

しょっちゅう出てきます。私も英語ですからよくわかりませんが、多分基本的には自分でみずからいわゆる学んでいくという、今まで一生懸命黒板に書かれた知識を詰め込むという教育をやってきて、知識をいっぱい持つていれば試験も合格すると、こういうことだったなんでしょうが、それではやっぱりいけないということでアクティブラーニングだったと思いますが、そういう言葉がしょっちゅう先生から何から言われ始めています。そのことを文部省が気づいたのはこの花まる学習会の学習方法から気づいたそうであります。ということで、ただそれを飯館村にぜひ入れていきたいと思うんですが、一番の問題はそういうふうに文部省なり何なりが言っていたとしても現場の学校が、先生がそれにどうやってついていけるか、のみ込んでいけるかというところが一番の難しい問題なんだろうなというふうに思っています。でもやっぱり難しいからやらないでは前に進めませんので、今年からやりながら来年30年の4月再開に向けて思考錯誤あるいは先生方に慣れてもらっていければなど、こんなふうに思っているということあります。ここの中から文部省に2人ほど行って、いわゆる自分たちのこういう教え方をやっているんだというのを文部省に中に入つて指導というわけではないでしょけれども、一緒になってやつているという、そういう学習塾でございます。

6番（松下義喜君） 陽はまた昇る基金の活用の中で、村長の人材育成、どのようなことを考えているのか、また村長は本当に人材育成がお上手で、ヨーロッパ等の研修など前歴がありますけれども、どのようなことを考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 多分6,000人の人口がどこからスタートして5年後、10年後、どのぐらいになるのか、余り目標は立てたくはないと思います。自然体で一生懸命いい村をつくつていけば少しづつ少しづつふえていくんだろうと思いますが、そうしますとやはりそこに残っている人たちがどんな考え方を持ってやつている村なのかというのが多分ポイントになるんだろうなという気がします。そういう意味で基本的にやはり私ずっと名刺に書いてきました村のやはり資源は村の人の心だというふうに思っています。みんなでやっぱりお互いさまといいますか、やはり優しい心を持って協力していくというような、そんなことができるような人を多くふやしていければ未来はあるんではないかというふうに思つていて、そういう意味でただただ見聞を広げるというだけではなくて、何かこう心が洗われるような、あるいは考えさせられるような、そんな研修であつたりあるいは講演会であつたり、あるいはコンサートであつたり鑑賞会であつたり、そんなものが折に触れて新しくなった交流センターふれ愛館などで定期的にやっていければいいなど、こんなふうに思っています。そういうことによって外に住んでおられる方も折に触れてじゃあ行って聞いてみようかということで飯館村に足を運んでいただける、そんな機会を少しづつ少しづつふやしていければと、このように思つてはいるところであります。

6番（松下義喜君） ぜひ思いを村民にお伝え願いたいものだと私は思うものであります。

次に、生活環境改善の中で、葬祭場の整備であります。土地、建物の買収が先般議会等にもかかりまして終わったところですが、帰村人口を踏まえながらどの程度の設備をしてどのようななどのぐらいの収容人員等を入れるような規模を見込んでいるのかお聞きいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 葬儀場の概要についてのご質問でございますけれども、現在基本設計、実施設計の作業中ということでございます。現在の予定でございますが、おおよそ村民の皆様方の葬儀等の形態とそれから施設の大きさとか、そういうのを兼ね合わせいろいろ検討しているところでございますが、現在の考えでは葬祭場につきましては100人から120人程度入れるようにというような規模で検討しているところでございます。ほかにいわゆる何というんですか、直会というんですか、こちらのほうで食事をするスペースでありますとか、お通夜をするための家族の控え室であるとか、あとは遺体の安置所でありますとか、あとは厨房等につきましてはそこで本格的な料理をするということは考えてございませんで、最小限のケータリングといいますか、よそから持ってきた料理を配膳できる程度の設備で現在考えているところでございます。

6番（松下義喜君） 答弁の中で他数ありました。その答弁を生かしながら村民の生活の安定した復興のためにひとつ推し進めていただきたいと思います。終わります。

議長（大谷友孝君） 2番高野孝一君。

2番（高野孝一君） 議席番号2番の高野孝一であります。

新たな議席となり、平成28年第11回村議会定例会に当たり、4件11点について一般質問を行うものであります。

初めに、今回の村長選挙におきまして6期目の当選をされました菅野村長にお祝いを申し上げますとともに、これまでの経験と人脈を生かし村の復旧・復興の加速化を図り、新たな飯舘村の発展にご尽力を賜りたいとご期待するものであります。

さて、全村避難から5年8カ月が経過し、引き続き避難生活を余儀なくされる中、来年3月31日の避難指示解除まで残り3カ月余となりました。村を離れそれぞれの地に新たな生活を求める方も多く見受けられるようになり、私は村に残る1人として周りの人がぱつりぱつりと離れていくさまに村の様子が少しづつ失っていくように感じております。

一方、9月から始まった長期宿泊者の人数は360人ではありますが、新たなスタートに立って一歩ずつ前に進み、原発事故以前の飯舘村にはなれなくても、飯舘村らしさは取り戻さなくてはなりません。国では避難指示が解除されても国による様々な支援策が終了するわけではない、政府一丸となってより一層飯舘村の復興に向けた施策にしっかりと取り組みますとも述べております。これからも国県のご支援はもとより、村民みずから参画し、応援をいただきながら村民生活と福祉の向上のために復興を推進していかなければならないと再認識しているところでもあります。

それでは、一般質問に入ります。

1件目は、平成29年度予算編成についてであります。復興後5年間の集中復興期間が終わり、本年4月から新たなステージとなる復興創生期間が始まり、復興関連事業では自治体の一部負担が導入されようとする中、当村においては引き続き多様な復興事業への取り組みが続いております。そしてここ3年間の一般会計当初予算額を見ても平成26年度61億8,800万円、同27年度81億1,600万円、今年度は91億5,800万円となっており、原発事故前の予算と比較すると2倍以上の大幅な伸びとなっております。平成29年度は過去最大規模の予算が編成されるものと考えております。

1点目、復興創生期間の2年目、そして避難指示解除後における平成29年度一般会計当初予算編成方針及び基本的事項についてお伺いいたします。

2点目、各種事業の推進に当たっては、特に復旧・復興事業に当たってはマンパワーが重要であり、村職員はもとより臨時職員、嘱託職員、そして各自治体から派遣職員の応援は復旧・復興の大きな柱となっております。多くの職員の皆様、特に関係自治体及び派遣職員の皆様には心から敬意と感謝を申し上げます。しかしながら、いつまでもおすがりするわけにもいかないとも感じております。つきましては、派遣職員のこれまでの実績と今後の見通しについてどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

次に、2件目は除染についてであります。

環境省は平成28年12月までに除染の完了を目指して作業を進めているわけであります。村の考え方としては、土を剥ぎ取ってその後地力回復工事が終了して初めて除染が終わると常々公言をしております。今このままの状況からすると、除染の引き渡しはおくれ、ひいては営農再開に大きく影響が出ると考えております。

1点目、村民の皆様との情報共有の位置づけにもなると考えますので、帰還困難区域である長泥行政区を除く行政区別の除染工事及び地力回復工事の進捗状況と今後の見通しについて環境省とどのような協議をされているのか、お伺いするものであります。

2点目、村内には多くのフレコンバッグが山積みされており、地域住民の皆様は早い撤去を臨んでおります。今の中間貯蔵施設の移送計画及び蕨平減容化施設での可燃物焼却処分はどのように協議されているのか、お伺いします。

3件目は、防災体制についてであります。

ご承知のとおり、去る11月22日の早朝にさきの東日本大震災後においては最大規模の地震が発生し、沿岸部では津波も観測、津波警報も出され、けが人も出たようあります。幸い当村においては震度4と被害はなく安心しましたが、相当な揺れを感じ恐怖感を覚えた方もいたのではないかと思っています。飯館村消防団も60周年、女性消防隊も52周年を迎えて震災前における火災予防運動、火災予防を始めとするさまざまな活動は国や県などから数々の表彰を受けているところであります。全村避難の中にあっても、仮設住宅の防火訪問などを行い、防火思想の啓発に努めています。

1点目、避難指示解除における防災体制について。中核を担う消防団や女性消防隊の組織の強化及び育成を村としてどのように充実させていくのか、見解をお伺いします。

2点目、消防団の施設や装備の充実は団員の士気の高揚にもつながると考えております。消防団本部、水防倉庫を兼ねる消防団倉庫及び消防車両並びに消防団員等の装備の充実を図るため、どのように整備していくのか、お伺いいたします。

4件目は、教育行政についてであります。

平成30年4月に再開される学校施設の整備については、本年6月の一般質問でただしましたが、その後の経過について伺うものであります。

1点目、学校の再開に向け、今年8月までに徹底した除染を行うこととされております。そして、敷地内及び周辺部分、いわゆる中学校エリア、スポーツ公園エリアの除染は年間追加線量1ミリシーベルトを目指しておりましたが、除染の実施状況と実施後

における放射線量の低減についてお伺いいたします。

2点目、現在教員住宅が解体され、プールも解体工事が始まったようであります。学校再開に当たり解体する必要がある建物の現況及び解体時期について、お伺いいたします。

3点目、施設等の整備に当たっては、保護者初め多くの方々のご理解が必要であると思っております。保護者を初め、飯館中学校改修推進委員会、学校運営協議会、教育委員会の動きや協議経過及び既存の草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校、この3つの小学校の施設を今後どのように活用していくのか、お伺いいたします。

4点目、中学校エリア、スポーツ公園エリアの施設整備は大規模な予算が伴います。初めにも述べましたが、復興創生期間が始まり、復興関連事業については自治体の一部負担が導入されようとしている中で、村の負担が少しでも少なくする必要があります。整備内容について、その後変更があるのか、そして全体的な計画の進捗状況はどうなっているのか、また今後の工程を再度お伺いたいいたします。

5点目、福島県立明成高校にサテライト校となっている相馬農業高等学校飯館校については、村出身の入学者が年々少なくなっている状況にあります。村として相馬農業高等学校飯館校のあり方、目指すべき方向性をどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 2番高野孝一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成29年度の予算編成について、基本的な考え方ということであります。

平成29年度は、避難指示解除後の復興再生に向けた村づくりの初年度として非常に重要な1年になると思っております。予算編成方針でありますが、次の3点に基づいて編成するよう、過般の庁内の予算説明会の折、指示をしたところであります。

1点目は、1,700世帯が3,000世帯になっている、そして戻る方も何%、30%ということありますので、当然コミュニティーの再生をどうしていくかというのが大きな課題だというふうに思っております。村民同士のつながりの再構築、つまり相手の気持ちになって相手の立場に立って考えるという、そんなところにしっかりと予算なり事業なりを組んでいかなければならないのではないか、そんなことを頭に入れながら村民の声に耳を傾けて産業、教育、福祉の充実のために重点的に生活環境を整えていきたい、このように思っているところであります。

2つ目は、いわゆる放射能の不安と避難生活の不安ということで、生活不安をみんなそれぞれ持っているということありますから、その不安の払拭、あるいは軽減についてしっかりとやはり取り組まなければならない、なかなかそう簡単ではありませんので、長期的に継続的に取り組んでいきたいと、このように思って1日でも早くどうしようかという方が帰村できる環境を整えていきたいと、このように思っているところの予算を考えているところであります。

3点目は、いいじてまでいな復興計画（第5版）というのがあったわけですが、その中のいわゆるキャッチコピーが「ネットワークを生かした新しい村づくり」ということであります。つまり、帰った方だけの村づくりではなくて、帰れなかつた方の村民の方

も、あるいは村外の方も応援したいという、村外の方も含めていわゆるみんなでやはりふるさと飯館村をつくっていこうという、そのところにしっかりと視点を置いて予算をつくりたいという話をさせていただいたところであります。

なお、先ほどご質問の中でもありましたように、どんどんと予算規模がふえているところですが、あくまでもこれは過渡期ということでありまして、その金額の多さに我々の本来のまでいな考え方というものが崩れないようにならなければならぬなというのもあわせて訓示の中で、予算編成の説明の中できさせていただいたところであります。

ということで、基本的にいいいたまでいな復興計画（第5版）というところに同計画で出しましたダイジェスト版などに盛り込まれている各種事業などを少しでもできるようにながら、しかも財源確保、国県の事業の財源確保に努めつつ、可能な限り当初予算に反映してまいりたいというふうに考えているところであります。

職員派遣のことについては、副村長のほうからお答えを後でさせていただきます。

除染ということで、2項がありますが、まず行政区別の除染及び地力回復工事の進み具合、今後の見通しであります。

除染の進み具合ですが、国との協議では未同意者、まだ同意をしていないという方が何人かいますが、及び所有者との協議で次年度に除染作業を繰り越すというのを承諾を得た箇所以外の宅地、建物、農地削り取り、客土、道路、そして林縁部からおよそ20メートル範囲の森林というのは、年内に全て完了の予定でございます。

次に農地の地力回復工事の進み具合ですが、水田、畑、そして牧草地などの農地の11月末現在の進み具合ですが、村全体としては53%、半分ということありますので、いわゆる来年度半分をやらざるを得ない、あるいはやってもらわなければならないということです。行政区では、二枚橋須萱、臼石、関根松塚、大久保外内、前田八和木の先行5行政区と大倉行政区の6行政区については全て完了していますが、上飯樋、比曾の2行政区が未着手となっているところであります。残りの11行政区については、3%から93%というふうに非常にまちまちの進み具合ということであります。

今後の見通しでありますが、国との協議の中では12月中の天候を見ながら、雪が降るということで工事ができなくなるまでできる限り地力回復工事を進めていきたいということで、現在精力的に進めているところであります。来年度に繰り越す農地については、国に対し農地の保全管理などの関係から遅くとも9月末までには完了するよう要請しているところであります。なお、完了した農地については、除染完了の目印の旗を立てながら地権者にできるだけ早く引き渡してまいりたいというふうに思っているところであります。

除染の2点目ですが、中間貯蔵の輸送の件、あるいは蕨平の減量化の処分の件という質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今の中間貯蔵施設の輸送計画でありますが、国は今年の3月に中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通しということで公表しています。この内容を見ますと、いわゆる総発生量が2,200万立方のうち平成32年、この5年間で約56%の1,250万立方が中間貯蔵に搬入

できると見通しの計画、この計画を出したときによく出したなというふうには思いますが、どうもやっぱりいわゆる一方では56%しかこの5年間では搬入されないとということを言ったということと、果たしてこれが可能なのかどうかというのもどんな根拠に基づいてなのかと、こんなふうに私自身は思ったところがありますが、今のところ32年までの5年間で56%の搬入ということでございます。

一方、中間貯蔵施設用地の10月末現在の確保状況でありますけれども、必要な用地1,600ヘクタールのうち契約済みが170ヘクタール、つまり10.6%程度だということであります。国は確保した用地と地元自治体との公有地に保管場所を造成し、隨時除染土壌などを搬入させるという話であります。用地取得が進まない状況を見ますと計画的かつ多量の除染土の早期搬入はなかなか難しいと考えているということで先ほど私が話したような状況というふうに思ったところであります。

(○) このような中であります。村としては村内に除染土壌があることで不安を感じている村民の声を多く聞いているわけですから、今後も国に対し機会あるごとに村内から除染土壌などの早期搬入を求めてまいりたいというふうに思っているところであります。

なお、さらに搬入するときの量の問題、各自治体均等にというのが50%というふうに見ているようありますけれども、それはないだろうという話を国県のほうに言っているところであります。やっぱり多いところは多いなりに早くやっていただかないと多いところが最後の最後になってしまふということになるのではないかということで、申し込みをしつかりとしているところであります。

それから、住環境の近くで村内主要道路沿いにある除染のところ、つまりほかからも飯館村は除染土壌が運ばれるわけですから、そういうときにこの主要道路の周りにほかから運ばれる道路を横目にしながら自分のところがいっぱいあるということではいかがなものかということで、そういうところもしつかり考えて運び出していただきたいという話もしているところであります。

(○) 次に、蕨平の減容化施設の可燃性焼却処分でございますが、国との協議では焼却処理期間は一応3年間としながら、量が多ければ最長5年間という約束で建ててもらっているところでありますので、5年間延長した場合の焼却処理期間は平成32年の秋ごろになる予定でございます。蕨平の施設の処理量の計画であります。総量は34万立方ということで村内の処理量というのは29万立方、村外の処理量が5万立方、最初3分の1村外という話だったんですが、以外と村外が少なくて村内のほうが多くなったということで、34のうち村が29、村外が5万立方ということであります。

村内処理量の29万立方は、内訳はどうかというと、いわゆる燃えるフレコンバッグ、草とかいわゆる何ですかね、牧草とか、そういうものが29のうちの24万立方で、それから片づけごみ、家屋解体、今かなり家屋解体がふえていますが、これが5万立方ということで、29のうちいわゆる除染が24万、そして家屋解体が5万ということになっているようではございます。除染のいわゆる可燃廃棄物については、除染から発生した草、枝、葉などの廃棄物でありますし、村内から発生する除染廃棄物の袋総数の35%程度が除染可能廃棄物の袋数と見込んでいるところであります。現在、可燃廃棄物の焼却を初めておりますが、除

染が早く始まり保管年数が長い地区での仮置き場などから搬入を開始し、焼却を今しているところであります。

なお、村外の5万立方については、福島市、伊達市、国見町、川俣町、南相馬市の5市町村からの汚泥廃棄物及び農林係廃棄物を受け入れ、焼却処理していることになっているということでございます。

最後に、教育についての方向の件についてお話しをさせていただきたいと思います。

相馬農業高等学校飯館校につきましては、震災以降福島市の明成高校敷地内に仮設校舎を設置をして学校の再開をしていただいているということであります。現在の生徒数であります、3年生が16名で飯館出身は5名、2年生が38名で飯館出身者は4名、1年生で12名で飯館出身者が2名。結果的には66名の現在の生徒数のうち、飯館村からの生徒がこの学校に入っているのは11名ということでありまして、福島市内の生徒が大半であるということであります。県立高校ですので、あくまでも所管は我々ではなくて県であります。避難前と学校の位置づけは変わっておるわけですが、今後の村の復興を考えたときにやっぱりこの飯館校は村になくてはならない存在であると考えているところでありますので、学校を村に戻すことについての要望活動や支援活動をしていかなければならぬと考えているところであります、いわゆる非公式ではありますが、教育長と2回ほど話し合いはしているところであります。現在、高校のあり方を県としては協議をしていますので、なかなか協議の場にはなっていないんですが、改めて年明けてからまた協議をしたいという話をしているところであります。

それで、先ほどの数字のように今まで飯館校は飯館村の子供たちがどうしてもやっぱりほかに行けない場合にやっぱり高校に入るということで飯館校の存在価値があったわけであります、これから先、飯館村の子供たちが入るというのはなかなか現状を見てもこれから避難解除後を見ても少ないというふうに考えられるるとすると、この高校の存続はほかから来ていただく子供たちをふやしていかない限り存続はないということだろうと思います。つまり、定員の半分を3年間割った場合には廃校という、今福島県の制度がありますので、そこをクリアをするためには、ほかから子供さん方に来ていただくような特徴ある高校をつくっていかないといけないということになるんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味で、1つは何とか再興までにあるいは検討する中で、定員の40を減らした中の定数にできないのかというのも考えているところであります。そしてもう一つは特徴づけてぜひ飯館村の高校に行きたいなという、そういう特徴のある高校にどんな形にすか考えていかなければならぬということだと思います。そのときにもう一つ大切なことは、やはりほかから来る子供たちなりなんなり、あるいは飯館校の生徒たちを暖かくやっぱり見守る、お手伝いする、あるいは環境整備をするという、そういう村の姿勢と村民の心が大切ではないかというふうに思っていまして、そんな環境づくりも29年度中の大切な役割ではないかと、こんなふうに思っているところであります。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは1点目の29年度予算編成の2点目にあります自治体からの応

援職員の件について、お答えをいたします。

村では震災以降、県内外からの派遣職員等の応援をいただきながらさまざまな復旧・復興事業に対応をしてまいりました。ご質問の国や県内外の地方自治体からの派遣職員としての実績ですが、平成24年度が2名、25年度5名、26年度7名、27年度が9名、そして平成28年度が8名となっております。

ただ、震災から5年以上が経過をしておりまますので、新聞などにも出ておりますが、被災3県への新規での職員の派遣数は年々減少している傾向にあります。さらに、熊本県地震や今年の7月から役場機能も本庁のほうに移したなどのこと也有り、震災後6年が経過する来年度以降の派遣職員の継続確保は厳しい、難しい現状にありますが、なお引き続き確保に向け要請活動に努めてまいりたいと思います。

このような厳しい状況、環境でありますので、県のほうとしては被災自治体みずからが職員を確保をすると、そういう姿勢で専門的な知識・経験を有する者、また一定の期間内で業務量の増加が見込まれる業務に限って5年を上限とした任期付職員を積極的に採用することを進めているところであります。復興業務に従事する任期付職員の入件費は全額震災復興特別交付税、いわゆる国のほうで補填をする措置がなされておりまして、村では今年13名の任期付職員を採用をしております。

なお、避難指示解除後の復興再生に向けインフラ整備、産業、教育、福祉などの業務に対応するために計画的に正職員あるいは任期付職員、嘱託職員などの採用を図っていきながら必要な職員体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からはご質問の3点目、防災体制について2点関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

初めに、ご質問の3-1でございますけれども、消防団員や女性消防隊員は全村避難により留守になった村の防災・防火が心配な中、村民の安心・安全の確保のため、避難先から有事に出動するなど大変ご尽力をいただいているところでございます。しかし、震災後の消防団員数は定数に満たない状況のまま減少傾向にあり、検閲式も団員の約半分程度の出席率となっているところでございます。さらに、避難指示解除後も有事の際は避難先から村へ出動する消防団員は多いと想定され、どのように消防団体制を維持していくか、再構築していくかが大きな課題であります。

消防団員や女性消防隊員は言うまでもなく地域住民を中心とした組織であり、地域防災体制の中核的存在でありますので、組織強化育成の前提として第一に消防団員の確保が重要でございます。そのため、避難指示解除後当面は消防団幹部を中心とした団員確保だけでなく、村を初め村内企業や関係機関等が連携して消防団員の確保あるいは有事の際の協力体制に努めてまいりたいと考えております。さらに、消防団OBなどの活用もできないものかどうか、模索をしてまいります。また消防団員報酬の見直しや団員の加入条件である本村の居住者だけでなく、村内勤務者や転出した元村民も団員として入団できるようにするなど条例改正も検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3-2についてお答えをいたします。

消防団員の士気高揚を図る観点から消防団にとって必要な消防団本部、消防団倉庫、消防車両等の施設整備、オレンジ色の配色をした活動服などの装備など、必要性は十分理解しているところでございます。ただ、平成29年度当初予算に全額を計上することは大変難しいと考えておりますので、優先順位を決め、計画的かつ早期に整備できるよう、取り組んでまいります。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 嘸飯のため、休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

（午前1時59分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時10分）

教育長（中井田 榮君） 私からは、2番高野孝一議員の教育行政についてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、4-1番の除染の実施状況と実施後における放射線量についてお答えをさせていただきます。

村では平成30年4月からの学校再開を目指していることから、環境省には村の事情をご理解いただき、より徹底した除染を進めていたいと考えております。スポーツ公園については大成JVに貸しております駐車場の除染が残っていることや、一部除染後の張芝作業が残っておりますが、春先には完了予定です。なお、中学校エリアに関しては11月に除染作業が終了し、引き渡しを受けております。

次に、放射線量についてですが、中学校エリアに関しては、校庭、前庭、体育館外壁、体育館の屋根、校舎の外壁、校舎屋根といった施設別で計62点について事前、事後の放射線量が測定されております。このうち除染前に最も放射線量が高かった前庭地点の線量は1メートルの高さで毎時2.45マイクロシーベルトでしたが、除染後は毎時0.59マイクロシーベルトになっております。また、除染前に最も放射線量が低かった地点の線量は1メートルの高さで毎時0.62マイクロシーベルトでしたが、除染後は毎時0.29マイクロシーベルトになっております。平均しますと前庭部分で76.2%の低減率、校庭部分で65.9%の低減率でございます。現在、中学校にありますモニタリングポストの放射線量は毎時0.26マイクロシーベルトであり、今後さらに施設の整備で舗装部分の改修が進みますと毎時0.23マイクロシーベルト、年間1ミリシーベルトでありますけれども、下回ることが可能であると予想されているところでございます。

次に、2点目の解体を予定している建物の状況についてお答えをいたします。

ご質問もありましたように、現在既に校長住宅を始め、3棟の教員住宅、さらにはプールについても環境省による解体作業が進められております。今回の環境省による公共施設の解体は教員住宅のほか、プール、給食センター、飯塙小学校体育館など、教育施設だけでも11施設に及びますが、いずれも学校施設の建設に關係することから最優先で解体を進めていただいております。最優先での解体を要望しておりますので、今年度中に全て解体する方向で調整しておりますが、冬期間の作業であることに加え、解体する施設の規模

が大きく繰り越しになる場合も考えられるわけですが、学校改修工事には支障のないよう環境省と協議し円滑に進むように努めてまいります。

次に、3点目の施設の整備に当たっての検討組織の動きと既存3小学校の活用について、お答えさせていただきます。

まず、施設の整備に関しましては、6月から飯舘中学校改修推進委員会を設置し、6回にわたり協議をいただきました。改修委員の皆様には夜の会議に加え、現在の飯舘中学校施設の状況確認や秋田県東成瀬村の教育施設、山形県新庄市の義務教育学校の状況、郡山市湖南町の小中一貫の様子など、さまざまな形態の学校施設の研修を行い、本村の教育に適した施設のあり方や機能などについて識見を高め、積極的に協議をいただきました。これらの協議の内容は報告書としてまとめられ、去る11月30日に荒委員長から村長に対し報告を受けたところでございます。

また、施設の整備とあわせ重要な村の教育ビジョンについては、学校運営協議会を中心協議をいただき、武藤指導主事により、中間ではありますが、飯舘村学校教育基本計画案としてまとめられているところであります。今議会の12月14日の全員協議会でお諮りいただく予定でございます。これらの協議内容や検討状況は定期教育委員会で審議いただき、村教育の全体を見渡しての施策の展開につなげているところでございます。

松下議員のご質問でもお答えしましたが、民間学習塾の活用や食育プラザの取り組みは、協議いただいた施策を教育委員会において審議をいただき了承を得ているものでございます。今後も多くの方々のかかわりや意見を集約し、子供たちのより良い学びの充実に村一丸となって取り組んでまいります。

次に、各小学校施設の活用についてですが、村民が戻って児童生徒数がふえた場合に備え、基本的には各学校施設については改修を行いたいと思います。ただし、プールなど単独での維持が難しいものは今回全て解体をしたいと考えております。

飯舘中学校改修推進委員会では、各学校施設の活用についてもご提案をいただいております。それによりますと、草野小学校については文化財の保管展示など、公民館の分館活用、飯樋小学校については飯樋地区のコミュニティーセンターやデイサービスなどへの利用を、臼石小学校については、大学等の合宿やNPOなどの事業所に活用など、提案されているところでございます。

いずれにしても、小学校は立地からも村民の心情からもコミュニティーの中心的施設でございますので、具体的な活用につきましては、行政区などとも相談の上、村として有効活用を模索をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の全体的な計画の進捗状況及び今後の工程についてであります。現在のところ中学校エリア、スポーツ公園エリアとともに計画に大きな変更はございません。

まず、現在の進捗状況でございますが、学校再開に伴う整備事業につきましては、去る9月の27日に復興庁より福島再生加速化交付金の交付可能額通知を受け、10月から設計積算業務委託契約を結び、各施設の機能や役割、構造などについて具体的な実施設計を進めております。今後、詳細な工事積算を進め、来年2月に福島再生加速化交付金により事業を実施できるよう申請を行い、3月議会に工事予算の議決をいただいた上で4月から工事

着工できるように事務を進めてまいります。

以上です。

2番（高野孝一君） それでは、再質問に入ります。

まず初めに、本年、来年度の当初予算の編成方針が3つほど示されまして、将来的な人口減少を見据えながら着実な帰村を実現し、復興をより確かなものにする予算としていきたいとの答弁がありました。

その中の1点目に、相手に気持ちになって考える、相手の立場に思いを置くことに光を当てて産業、教育、福祉の充実を重点的に生活環境を整えるとの答弁がありました。この「相手の立場になって考える」とは今まで当然やってきたわけありますけれども、その次の「相手の立場に思いを置くことに光を当てる」という部分が抽象的だなというふうに感じております。この「光を当てる」部分と、生活環境を整えることにどのように推進していくのか、答弁をお願いします。

○
村長（菅野典雄君） いわゆる飯館村は20行政区それぞれ地区のいわゆる地区別計画、力を合わせてそれが自主自立というところで成り立った中で村のいわゆる村づくり事業が進めてきていただいているということあります。それに対して、先ほども話しましたように1,700世帯が現在のところ3,000世帯ぐらいになっている、つまり1家庭が2つ、3つ、場合によっては4つに分かれた中でこれからも生活していかなければならない家庭があるだろう。あるいは地域も先ほどご質問、別な方の質問にもありましたけれども、今まで100戸あったのが果たして30戸になるのか50戸になるのかということあります。

○
そういう中で、やはり非常に重要なのはコミュニティーを保つようにしていかなければならぬのではないかというふうに思っています。そのときにやはりどうしてもこの避難の中で今までのそういうのもまだまだ村民に根づいてはいますが、やはり自分のことを中心に考える風潮が広がっているんではないかというふうに私は少し捉えさせていただいている。そういう意味で、までの心、いわゆる大切に丁寧にというのはこれからも大切でありますけれども、もうちょっと相手のことの立場も考えたり、あるいは痛み苦しみ楽しみを分かち合うというそういう気持ちをやはり持っていくことがコミュニティーを保つのにも大切だろうし、これからほかからの何といいますか、人が村に足を運ぶにもそこがやっぱりより大切ではないかというつもりで、どんな事業がこれから展開していくことがそういうものに近づく1つ1つのか、どちらかというとソフト的なことなんだろうと思いますし、ハードもそういう気持ちを持ってやっていくということが大切なではないかと、こんなふうに思って、そんなところを光を当てるというよりはそんな事業展開もハード事業とあわせてやっぱりやっていくことが復興につながるのではないかと思っているということでございます。

以上であります。

2番（高野孝一君） 相手の立場に立って、あるいはコミュニティーの再構築、自分を中心と考える風潮に対しての話だったのかなと言っています。

そのとおりだという思いもいたしている部分もありますけれども、そういった部分でこの生活環境を整える部分にこの産業教育福祉の方針で、具体的な来年度目指す部分という

のはどのように考へておられるのか、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 多分、行政ですから、ある意味では公平公正を旨としなければならないという原則があるが、一方でやはりそれだけではなかなかこの大変な避難生活6年の後の復興は進め切れないのではないかというふうに思っています。ということで、できるだけ生活環境にしろ、あるいは産業振興にしろ、あるところでは非常に厳しい判断かもしれませんけれども、やはり線引きもしていかなければならんじやないか。そのときに線引きにいわゆる当たった方がはずれた方がまたそこで何といいますか、こころの思いやりといいますか、相手のことを考えないでということになると、もう行政は何もできなくなる、あるいはもうほとんど公平公正のばらまきになるということになるのではないかというふうに思っています。口で言うほど簡単ではないというのはわかっているながら、あるところに頭に心にそんなところも思いをいたしながら進めるしかないのかなと、こんなふうに思っているところであります。

2番（高野孝一君） 次にですけれども、2点目の方針として、生活不安の払拭、軽減については、1日でも早い帰村できる環境を整備するとの答弁がありました。この1日でも早く帰村できる環境ということは具体的にどのようなことを指しているのか、お伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 現在の村の復興の状況についてでございますけれども、まず生活基盤の整備状況でございますが、上下水道、電気、電話、インターネット環境等については問題なく動いていると。それから、本年9月にはいいたてクリニックも再開をしてございます。また、商店ということでは仮設のコンビニも用意されていると。それから、7月1日からの長期宿泊の開始に伴いまして、村内への郵便配達も再開をされているところでございます。また、現在村営住宅についても継続的に整備に取り組んでございまして、最終的には100戸程度は現在村営住宅整備できるのではないかと見込んでいるところでございます。あと、小さいところでございますが、各家庭でリフォームが今進んでおるわけありますけれども、浄化槽整備をする際の補助金の上乗せ措置を今年度から行っているところでございます。先ほど来答弁しておりますとおり、30年4月の学校再開に向けての準備を現在行っております。また、佐須地区での携帯電話不通話区域の解消に向けて本年度と来年度、1基ずつということ、1カ所ずつになりますが、携帯電話の鉄塔の整備を行っております。また、テレビが見られない世帯への対応ということで、地デジの対応をですね、有線テレビの対応についても行っている。また、葬儀場、それから民間のですね、宅配事業なども始まっているというふうに聞いておりますので、そういう生活基盤の整備につきましては、現在取り組み中のものも含めて数多く対応させていただいているというふうに考えてございます。

また、生産基盤の整備の部分でございますが、何より除染ですね、それから地力回復工事の早期の完了、これが第一義でございますけれども、これをまず真っ先にやっていただくと。その上でありますが、営農再開支援事業ということで、営農再開までの期間、農地の保全管理のための事業についてはもう既に対応済み、それから本年野菜の実証栽培を行いましていわゆる摂取制限の解除に向けての取り組みも始めているところでございます。

また、なお、今回の補正予算にも計上しておりますが、農業基盤の整備事業についても着手をしている。それから、農業、商工業の4分の3事業についても始まったところでございます。さらに、こちらの事業については、陽はまた昇る基金による村単独の補助の上乗せも現在計画しているところでございます。

今後検討しなければならないことといったしましては、村民の足の確保ということで、村内の循環バスの運行をどうするか、あるいは課題となっております在宅介護への対応をどのようにするか、こういったところを今後重点的に検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

2番（高野孝一君） ただいま、るる説明がありましたけれども、これは28年度の事業なのかというのは、事業、来年、今年は来年度の事業計画の上でどのように取り組んでいくのかというような質問をしたわけありますけれども。

続いて、3点目。いいたてまでいな復興計画に基づいてネットワークを生かした新しい形の村づくりということでございます。今まで村づくりには住民が参加して、かかわって進めてきた経緯もあり、それがいわゆる総合計画であったり、復興計画の第4版であつたりしたのかなと思っています。この震災を踏まえて村はどうもアドバイザーに託しているところが多々あるんじゃないかなというふうに感じておりますけれども、やはり来年度を契機に村民が主体となった村づくりを進めるべきだというふうに思っていますが、この辺の考えについてお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） もともと村民が戻ってきていただいた方、あるいは戻れない方についても、やはり村民が動いていただかないことには村づくりにはなりませんので、それが中心であります。ですから、戻った方は当然でありますけれども、戻れない方、今ちょっと判断は迷っている方などは、それぞれ各行政区で先ほどの質問にもありましたように、昔の地区別計画みたいな形での動きがどれだけできるかというコミュニティづくり、さらにふれ愛館などでいわゆる村の中に時々でも足を運んでもらうような、そんな事業を展開しながらやっていくと。そういう形で進めていく。ただ一方で、村の中だけでということであつてはいけないというふうに思いますので、当然ふるさと納税の応援者であつたり、多くの今までの支援者のがありますので、その方にもやっぱりお手伝いをいただきながらということあります。

アドバイザーという話がありましたが、多分佐川さんことを言っていらっしゃるのかなというふうには思いますが、今いろいろ進めている情報の8割方は、情報ではないですね、いろいろな動きの応援の動きなり、あるいは村づくりの復興の動きの8割方は彼の情報によって村の事業として、あるいは村のこれから取り組みとしてやっているということでありますので、決してそこに頼り切っていることもあるかもしれません、やはりそれなしにはなかなか進めないということだというふうに思っています。健康福祉課、教育課、あるいはそうですね、産業課などなど、あらゆるところでやはり情報網のこととそれをさせていただいているということあります。例えば、一例を挙げますと、ふるさと納税などは飯舘村ではできるとは全く思っていなかつたのがその紹介によって可能になったというようなことがあって、ふるさと納税も今去年一年間、そして今度第2年

目ということで今入っているわけでありますけれども、そういうことでありますので、やっぱりよその力はやはり大切にしながら、しかしやっぱり今ご質問にありましたように村、村民主体でことどういうふうにやっていくかというのがネットワークの村づくりというのが一つ多くの助言者の中からこれからはそこが村で大切なんではないか、ネットワークの村づくりということでの第5次の最後の詰めをしろという提言をいただいてきているということでありますので、何せ主体は村民だということは忘れずに頑張っていきたいと思っています。

2番（高野孝一君） 時間がないので、進めさせていただきますけれども、私は議員になって3年目になりました。予算編成については大丈夫かなというふうに思っているときがあります。そこで、最近の予算編成の財源の状況を見てみると、本年は自主財源が3割、依存財源が7割。26年度以前はおおむね2割、8割の構成になっているようあります。その自主財源の多くが繰入金、依存財源では国庫及び県支出金、地方交付税が主なものとなっております。

今後、村の人口が大幅に減少することが予想される中で、長期的な展望に立ってはどのように財政運営をしていくのか、課題であるのではないのかなというふうに考えておりますが、この財政運営について、基本的な考え方について、再度お伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 村の財政への将来の見通しについてということで、おただしをいたしております。

村はご承知のとおり、非常に財政面では厳しい状況にある村でございまして、当初予算のほぼ半分は地方交付税に頼っている村でございます。村の人口が減少いたしますと、この地方交付税の算定の基礎数値が小さくなしていくものですから、これは将来的に地方交付税、どうしても少なくなるいくんだろうと想定されるところでございます。

ざっとよその事例などを見てみると、現在人口1,500人の会津の昭和村でございますが、こちらの地方交付税11億6,000万円、平成26年度ですね。同じく会津の金山町、人口約2,500人でございますが、こちらも13億7,000万円。飯舘村本年度の地方交付税、普通交付税ですが、17億2,000万円でございまして、やはり人口が下がれば一定程度の地方交付税の減額は避けられないものというふうに考えてございます。村といたしましては、現在の復興財源が認められている間に、なるべく重要な大規模事業についてはこちらの期間内に大方めどをつけて将来的な財政負担を伴わないような対応をしたいというふうに考えているところでございます。いずれにしても、次の国勢調査書平成32年度になるのかなと思っておりますが、この段階で被災自治体に対してどのような優遇措置がとられるのかまだ不明でございますけれども、いずれにしても財政的には厳しいものになるものというふうな想定で今後とも財政運営に当たってまいりたいと考えております。

2番（高野孝一君） 住民が減少すれば、当然村民税初め地方交付税が減少になるというような説明がありました。

そこで、財政調整基金についてお伺いいたしますけれども、繰入金のうち財政調整基金からの繰り入れは平成2億5,000万円でありましたが、その後急激にふえまして、本年度は7億8,000万円と4年間で5億3,000万円増加いたしました。本年度も補正予算の追加も

ありまして、9億4,000万円と大幅に伸びております。財政調整基金は財源に不足を生じたときに補う基金であることは承知しておりますけれども、限りがあるわけですから、この財政調整基金の積立額、今どのぐらいになっているのか、お伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 財政調整基金の現在高でございますけれども、平成27年度末現在での基金の現在高、16億9,900万円、およそ17億円でございます。

そのうち27年度の決算剰余の積み立てといたしまして3億1,000万円積み立ててございます。決算繰り越しで2分の1相当については財政調整基金のほうに積み立てをすることが義務づけられておりますので、決算金の半分、3億1,000万円を積み立てております。そこから今年度繰入金、先ほどご指摘ありましたとおり今回の補正予算も含めて9億4,000万円ほど予算化してございますので、現在時点では28年度末の財政調整基金の見込み額は10億6,000万円ほどでございます。

2番（高野孝一君） 積立額が20億というような説明がありました。基金全体では71億7,000万円というふうになっているようありますけれども、やはり財政調整基金、減債基金除くものについては特定目的基金でありますから、事業が進捗するにつれ、少なくなるわけであります。やはりこの財調の基金、取り崩しというのは本当に計画的に行うべきだというふうに思っていますが、この辺の見解をお伺いします。

副村長（門馬伸市君） 震災後の財調の積み立て崩し方というのは異常な状況だと思います。

通常の積み立て繰り入れ取り崩しの額がやはり予算の規模に応じてやっぱりこう大幅な変動が出てきているのかなというふうに思います。本来であれば、先ほどご質問あったように、財調というのは5億前後ぐらいで推移をしてきて、その中で当初予算でどうしても予算足りないときに取り崩して穴埋めをして、その後は特別な事情がない限りは落とさないと、取り崩さないという方針で来たわけですけれども、この震災以降は非常に予算が流動的なんですね。補助になるのかならないのかわからない。後から補助になってくる、なってきたときに一時財調から取り崩しをして、あとでまた戻すと、このやりくりがかなり大幅に動いているものですから今ご指摘の何というんですかね、本来の財調の運営の仕方というのは今回に限ってはこの4年間に限ってはまさしくそういう正常な財調の取り崩しなり積み立てではなかったのかなというふうに私も理解をしているところですが、やむを得ない事情もあってその動きが激しいわけでありますけれども、いずれ17年でしたか、合併しないで新たな旅立ちプランというのをつくって、何というのかな、そういう規律ある財政運営、行財政運営というのをやってきましたけれども、いずれは先ほどあったようにそういう健全な財政運営をしていく時期が、そう遠くない時期に来るのかなとこんなふうに思っていますが、今のところはやむを得ない事情もありますのでご理解いただければと思います。

2番（高野孝一君） 村長が、副村長が申したように、平成17年度、多分取り崩し1億ぐらいで質疑して、予算もその当時3億、5億少ない37億ぐらいで編成した経緯というのはございます。しかしながら、今復興復旧の予算が見通しができないという中では、やっぱり中にあってですよ、1年を見通した予算編成というのは重要でないのかなというふうに思っています。庁議の資料なんかも見ますと、1年、年間見通しに基づく予算編成をしなさ

いというふうに指示しておりますけれども、今回の補正、10億を超えるような予算編成になつております。なかなか見据えての予算編成、難しいと思うんですけれども、やはり努めて年間見通し、きちんと把握して編成すべきだと思っておりますけれども、この辺、もう一度、お願ひいたします。

副村長（門馬伸市君） ご指摘のとおりです。ですから、予算が膨らんで予測しがたい事業なんかもあります、やはり担当部署においてはやっぱりある程度の補助の有無についてであるとか、事業の取り組みの状況であるとか、繰り越さなきや繰り越しをしなければできない事業であるとか、いろいろ想定されるわけですから、補正毎月金額出てきて皆さんに計画どおりでないんじゃないのというご指摘も議員の皆さんからもいただいております。もう少し適切に予算を組むようにですね、あるいは担当課からも要求に際してはそういう1年間の見通しに立った予算の編成、要求をするように再度府内で進めたいと、指示をしたいと思います。

○ 2番（高野孝一君） 時間がだんだんなくなりますので、ちょっと飛ばして、防災体制について質問をいたします。

答弁では団員の確保、そして条例を訂正する。機器については計画に基づき整備するとの答弁だったように思っています。消防団、これは非常に本当に自分の仕事を持ちながらボランティア精神で頑張っているわけですが、それらの業務についてちょっと振り返ってみると、この消防団事務、広域発足時は相馬市を除いて5市町村がそれぞれでとつていつた経過があります。発足時に消防団事務は、市町村固有の事務であるとされていたわけですけれども、合併推進、平成18年に統一されまして、各市町村に返すことになって事務が村にあっても一貫されたわけあります。あれから10年過ぎましたけれども、消防団の事務のあり方、防災業務のあり方については、どうも担当職員、それも若い職員が担っているようで、私は村の防災体制がほかの市町村から比べて非常におくれているというふうに思っています。この際、事務あるいはいろんなものがありますけれども、今の体制から専従にするとか複数の職員を配置するというようなことは必要なんだろうというふうに思っていますが、この事務のあり方について、村長、どのように思っていますか。

副村長（門馬伸市君） 確かに消防団事務が広域消防のほうから各市町村のほうに送られてきました、その担当者もまたしょっちゅう変わってですね、消防団事務、本当に団のこと考えてやっているのという、防災体制慎重に考えているのという話も聞こえているわけがありますが、今の担当者1名は、消防団のほう7割ぐらい持つて、あとはその他の事務3割ぐらいということで今やっていますが、やはり専従ということになりますと今の段階では非常に難しいと思います。というのは、総務課の総務係の消防団の担当だけではなくて、よそのほうの事務も非常に今多くなって、1.3倍なり1.5倍なりのそういう仕事をもらっています。中には何というんですかね、なれない仕事を人事異動で変わって前と同じくやらなければならないというようなこともあります、そういう状況の中で今専従というのはわからないわけではありませんけれども、すぐに専従ということにはできないので、もしどうしてもおくれぎみのところにあってはその係内で応援体制をとったり、よく私、府議でも指示しているんですが、業務1人の人に偏つて残業が極端に多くなる、よその人

は定時に帰っていく、それはやっぱり管理職の役割でやはり事務分担をその時々で調整をしていく、そして1人の人に過重にならないようにしていくということが非常に大切なわけで、そういう意味では今専従にはできませんけれども、もしどうしても忙しい時期には係内で応援体制をとってやっていくとか、そんな形で何とか乗り切っていきたいなと思います。いずれ、今防災の業務というのが非常にいろんな報告業務とかいろんなの来ますので、そういう意味ではただいまご指摘のことはわかりますので、今後その辺の体制づくりといいますかね、人員の配置についても検討していかなければならぬなど、こんなふうに思っています。

2番（高野孝一君） 私防災担当職員だけが忙しいというふうには思っていません。今の状況の中では本来やるべき防災業務ができないんです。地域防災見直し、あるいは30キロ圏内に我々が入ったことによってまた同じような事故があったときに避難はどうするの、女性消防隊が戻らない中で災害があつたら炊き出し含めどうするの、いろんな計画とか消防に関する部分のこれから言いますけれども、体制の充実を図るためににはやらなきゃならない仕事いっぱいあるんです。そういうことからして、ぜひもっと充実に向けて取り組んでいただくよう要望するものであります。

次に、消防団の本部と倉庫について。これも計画的ということ、ここでありますけれども、消防団の倉庫、過日の質疑でただしましたけれども、現在必要な資機材、JAの倉庫にお借りして入っているというような状況です。これらについても、今年度当初予算で整備しなければならないというふうに思っていますが、どのように認識しているのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 現在、議員からのおただしもございますが、団のほうからもこちらについてはご要請をいただきしております、消防団の本部、それから倉庫ですね、について早期の確保について要請をいただいているところでございまして、29年度予算の中で対応すべく現在検討を進めているところでございます。さまざまな案といいますか、もござりますので、どういう形になるか、検討をしているところでございます。

2番（高野孝一君） あと3分になりました。消防団車両の整備についてであります。

今年度平成3年に購入した飯搗の機動部に配置するポンプ、購入いたしました。3月までには配備されるんだろうと思っています。草野の消防団のポンプ自動車は、平成4年11月に整備いたしております。今年の経緯から踏まえて、来年度草野のポンプ車を更新すべきというふうに思っておりますけれども、やはりこういう車両の更新というのは消防団の士気の高揚に大きくつながるものでありますし、今なかなか消防団員が村に住まない中ではきちんとした装備の充実は避けて通れないだろうというふうに思っていますけれども、これらについても考え方をお尋ねいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 今年度も同様でございますけれども、消防ポンプ自動車は過疎債を財源として導入をしてございます。それで現在の過疎計画によりますと第1分団の消防団の更新時期については平成31年度というふうな位置づけになっておるところでございます。ただ、ただいま議員のおただしもございますし、また消防団のほうからのご要請、あるいは今お話をありました団員の士気の高揚、あとは第1分団と第2分団との車両の格差な

どがあつて団員から不満が出るということも困りますので、そういうことも踏まえて今後過疎計画の見直しを行うかどうか、29年度予算の中で検討してまいりたいと思います。

2番（高野孝一君） 消防団員の服装初め装備の基準についても、国の基準が改正になりました。答弁の中では整備するというようなお話でありましたので、やはりその服装、今多分定員が265名の中で実員が二百二十数名だろうと思っています。分団ごとじゃなくて、一度にやっぱり対応して点検であつても訓練であつても統一した服装でやるべきだと思っていますけれども、これらの整備についてはどのようにお考えなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほどから本部、倉庫、あるいは服装、あるいはその他の消防車などなど整備の要望上がつてきているというのは知っているところであります。ただ、ご存じのようにいろいろやっていかなければならないことは防災もさることながらいろいろなことがありますて、膨れる予算の中でどうするか、あるいはできるだけ財源をやっぱり国県の財源なりあるいは過疎債の枠の中でということになりますと、一氣にはできないというふうに思っていますので、とりあえず今のところ消防の服装の中にオレンジ色を入れるというのが飯館村だけが入っていないということでありますので、来年度そこだけはしっかりと予算をつけていきたいと思いますし、その他の件についてはそれぞれ相談をしながらあらゆる予算確保を含めながら、あるいは場所を含めながら消防団と相談してやっていきたいと、このように思っているところであります。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩をいたします。

せっかくのモニターですから、質問者も答弁者においても時間を厳守するよう重ねてお願いをしておきます。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午後2時00分）

議長（大谷友孝君） これにて、高野孝一君の質問は終わります。

1番相良 弘君。

1番（相良 弘君） 初めて一般質問に立つ相良です。よろしくお願ひします。

議員になって初めての一般質問なので、焦点を絞って質問したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、帰村者の安心・安全確保についてをお伺いいたします。

村では、避難指示解除に向け着々とインフラ整備を進めておりますが、村民が安心して帰村できる環境整備が必要ではないかと思います。

アンケート調査によりますと、帰村する村民は約30%、年代別に見ると高齢者が多く、日常の買い物は、までい館に設置されるコンビニ、野菜直売所だけだと思いますが、鮮魚、精肉の生鮮食料品は自家用車を運転して村外で買い物せざるを得ません。さらに、医療については、村内にはいいたてクリニックがありますが、薬剤は処方箋をもらい村内に薬局がないため、村外に出向くことになります。連日ニュースで報道されているように、高齢

者ドライバーの交通死亡事故が絶えません。高齢者が冬期間の雪道を運転するには非常に危険が伴います。このようなことから、医療バスを兼ねた買い物バスを村外に運行する村営バスが必要ではないかと考えます。高齢者の利便性を図り、交通事故防止策を講ずることによって帰村者も安心・安全が得られると思いますが、お伺いいたします。

次に、商工会の補助金について、お伺いいたします。

現在、商工会の財源は、国県並びに村の補助金収入と会費・手数料の自主財源で賄われております。会員資格は定款で「地区内に事業所を有すること」とされていることから、避難指示解除後は会員数が半減することが明らかであります。また、定款で商工会事業は「営利を目的としない」と規定されており、会費・手数料の減は商工会の財源不足を生ずることになります。

国県の補助金は、補助金交付要綱により交付されておりますが、その補助金は要望書提出後、村の査定があり、その年の村補助金が交付されております。言いかえれば要望がなければ補助金は交付しないということになります。役職員が安んじて業務に専念できるよう、国県同様、補助金交付要綱なり条例を制定するべきではないか、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 1番相良 弘議員のご質問にお答えをさせていただきます。

帰村者の安心・安全確保に買い物バスを村外にというご質問でございます。

帰村して村で暮らす高齢者などの交通の便の確保につきましては、復興計画第5版のダイジェスト版に役場や診療所、復興拠点や金融機関など村の主要施設などを巡回するバスを運行するほか、村から村外の民間バスの運行について協議を進めるというふうになっているところでありますが、村での生活にはそういうもののがなくてはならないものと認識はしているところでございます。

ご質問の医療バスを兼ねた買い物バスの村外への運行につきまして、村単独で毎日あるいは定期的に村外の病院や商店までバスを運行するとなると、既存の民間路線営業との関係や運行にかかる費用の問題もあり、非常に難しいと考えているところであります。ただ、大切なことは確かでありますので、かわる手法として例えば民間バス路線の停留所まで村の巡回バスでつなぐ、そこから民間バスを使うというのも、病院や目的地へ行っていただくこともあります。また、今運行中のいっとき帰宅バスの運用拡大ができないかなども考えられるのではないか。あるいは前にも話しました「地域お助け合い事業」により元気な村民が希望する高齢者などを送迎する仕組みをつくっていくというのも考えられるかなというふうに思っております。また、いいひたてクリニックに通院される村民を対象に玄関から玄関まで送迎するデマンド交通の検討もしているところであります。いずれにいたしましても、今後復興財源の活用も視野に入れながら、国、県、バス会社、ほか関係と十分協議をし、村民のやはり足の利便性を図っていきたい、このように考えているところであります。

次に、商工会のご質問がありました。

現在、商工会の会員数は169名であります、震災前の会員数が167名でありますので、ほぼ横ばいの状態であります。また、避難指示期間中に村内での営業再開をした事業所は現在51事業所となっております。しかしながら今後、避難指示解除により小規模商店が退

会する可能性もあると考えておりますので若干でありますが村としても商工会会員の減少を予想しているところであります。

さて、商工会の補助金交付についてであります。毎年商工会に対しては補助金を交付しております。平成24年度からの補助金交付の実績を見ますと、勤労者互助会担当職員の人権費等も含め商工会運営補助金として470万円を毎年度交付をしております。また、その他に商工会としての重要事業の取り組みへの補助として商工会と協議をしながら上乗せ補助も実施しているところであります。これまで平成24年度に花いっぱい事業の補助、平成25年度から商工会のホームページ運営補助、平成26年度は会員の建設機械等の運転技能講習会への補助などの補助支援を実施をしているところであります。

村商工会補助金を補助要綱なりの条例制定をすべきではないかとの質問であります。現在までの補助金額の予算計上に当たりましては、村商工会と翌年度の事業組み立てなどを協議をしながら予算計上してきておりまして、特に支障はないのではないかというふうに思っておりますし、毎年毎年こんな事業をやることにはできるだけ応援をしなければならない、商工会の重要性を認識をして今までも出しておいでありますので、なおその効果の見込まれる事業については村としても予算確保に努めますので、ぜひいろいろな創造性に富んだユニークな事業を開拓して、村の復興に明るい事業展開をしていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

1番（相良 弘君） ただいまの答弁は納得いたしましたが、帰村する村民は高齢者が多いということであります。そこで、それとは別に農協、商工会、社会福祉協議会などと連携しながら宅配事業などを考えられないのか、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 多分、避難指示解除になって戻って来られる村民は高齢者が多い、しかも隣近所がいない可能性があるということはもう前から想定されておりましたので、宅配事業は非常に重要な事業と、こんなふうに思っているところであります。

避難指示解除なり、あるいは7月1日からの長期宿泊に関しましてですね、いわゆるコープマートが宅配事業を現在やっているところであります。ただ、かなりの件数はあるようなんですが、そことのバッティングもあるなという気もしますが、できるだけやっぱり何というんですか、できるだけ皆さん方に寄り添うような形をするのには今言ったようなところでやるというのがやっぱり理想ではないかと。以前、今度新しく道の駅になるセブンのコンビニの事業の展開の中でできないのかとも考えたこともありますが、今言ったように農協とか商工会、その他の中でそういう事業をやっていただきたい、いわゆる帰ってきた方の雇用の場としてもできれば一番いいんではないかと。よその人が入ってきて宅配事業をやられるよりは村民の方がやはり見守りも含めてやっていくというのが理想ではないかというふうに思っていますので、今コープマートとの兼ね合いの中でこれからどうしていくかというのは一つ大きな課題ではあるなど。その中で今、相良議員のほうからご提案あったのも頭に入れながら検討してみたいというふうに思っています。

1番（相良 弘君） ただいまの返答で了解しました。

あとは、商工会の補助金のことですが、村商工会が納得する形で補助金が交付されると

いうことになっておりまして、それは今後も続けていただきたいというふうに思いますが、ただこれは私の認識なんですけれども、細かい話ですが、要望書というのは例えば今年度は特別な事業をやるとか、固定資産を取得すると、例えば何年に1回かかるかの事業なりそういうものを固定資産を取得するなりのことが計画であった場合に村に要望するというのが要望書ではないのかなと。毎年の通年の補助金についてはその都度どうしても要望書が必要なのかなと私はちょっと疑問を持ったものですから質問したわけです。

村長（菅野典雄君）　これはやはり非常に商工会がやっていただいている事業で村としてもやっぱり奨励すべきだなというのは、毎年それがやられるということであれば特別上げなくとも続けるという限りは村のほうとしては予算化をしているところであります。ですから、その都度その都度何かを言ってこないと470から上げないということではないんですが、ただ少なくとも黙っていてももらえるものだという形は決していいことではないと思っていますので、その都度やはりみんなで知恵を出して汗をかこうというそういう事業展開をやっぱり望ませていただきたいということになりますので、要望は商工会の会長、副会長、役員が毎年予算時期には時間をとってくれということになりますので、こちらのほうは快く時間を時間はとらせていただいているところであります。

以上であります。

1番（相良 弘君） 大変短い質問時間だったんですけども、これで私の質問を終わります。

議長（大谷友孝君） 暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

（午後2時16分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 引き続き、再開をいたします。

（午後2時35分）

議長（大谷友孝君） 7番伊東 利君。

7番（伊東 利君） 平成28年第11回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

避難生活も6年になろうとしています。避難を余儀なくされた村民は大変な苦難の避難生活だったと思います。今、村民の中には将来を見据え避難先で住居を取得され、新たな生活に踏み出された村民も多く見受けられるようになっています。村は平成29年3月末の避難指示解除に向けて復興を目指し着々とインフラの整備を進めておりますが、村民が安心して暮らせる環境にすべく、さらに加速をしていかなければなりません。

村長の所信表明にもありました、村民の生活の安定と村の復興のため、全力投球をしてまいる覚悟と述べられました。さらに、避難指示解除はゴールではなく復興のスタートである。その後、数多くの課題が山積している。一日も早く解除し、復旧、復興、再生の挑戦をしていかなければならないとも述べられました。再生飯館村に、村長の村政執行に期待するものであります。

では、質問に入ります。

質問の1つとして、除染についてであります。村民の帰村ができる第1が放射線の低下による安心して暮らせるかであります。議会としても徹底した除染を常に求めてきましたが、フォローアップ除染を含め、完全な除染となっているか、伺います。

質問の2つとして、営農再開支援対策についてであります。県の避難12市町村営農支援事業の内容と、村としてどの程度活用できるのか、伺います。正しくは事業名は後で知ったんですが、原子力被災12市町村農業者支援事業であります。

質問の要旨の2つ目であります。営農再開支援事業は、規模拡大を目指す農業者と集落営農が主であると思われるが、個人的な営農、小規模の農家であります。支援対策はどう考えているのか、伺います。

質問の3つ目であります。河川の堆積物除去についてであります。今年度から新田川の堆積物除去を実施するとあるが、現在の状況と今後の対策について伺います。

質問の4番目がパークゴルフ場の設置であります。私としては何回もこの質問をしておりますが、パークゴルフ場の整備計画は検討されているのか、現在の状況を伺うものであります。

あともう一つは、村老人クラブ連合会、村パークゴルフ協会、村パークゴルフ愛好会等からも要請とありますが、要望でした。要望が出されているが、どのようなプランで整備計画があるのか伺います。

以上で質問を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染についてであります。徹底した除染のご質問ですが、さっきの松下議員にもお答えをしておりますが、除染に当たっては国に対し村の除染目標値である時間当たり1マイクロシーベルト、年間5ミリシーベルト以下になるよう、徹底した除染を求めてきたところでございます。これまで宅地など除染の対象エリアにおいて、面的除染を進め、その後宅地内においては国の詳細なモニタリング調査や村のガンマカメラによる撮影調査によって確認されたいわゆるホットスポット対応の局所対策工事としてのフォローアップ除染も実施しながら、徹底した除染を進めてきたところであります。フォローアップ除染を含め、完全な除染になっているかのご質問であります。国からは面的除染後の局所対策工事を実施した箇所についてはホットスポット箇所の土の入れかえやアスファルトなどは舗装を剥がし下の土の入れかえをして舗装の打ち直しなどを実施しているというようなお話をありました。これまで村全体で局所対策工事を実施した箇所数は1,372件で、現在実施箇所の空間線量の詳細のとりまとめを行っておりますが、現段階でありますが、1メートル高さで実施前、時間当たり1.74マイクロシーベルトだったものが、実施後時間当たり0.86マイクロシーベルトになり50.6%が提言されたとの報告を受けているところであります。ただ、国の詳細モニタリング調査では確認された箇所に限定しておりますので、場所によってはその箇所の近くに未確認の箇所があるのでないかと考えております。空間線量をゼロにすることは物理的に不可能でありますが、国は長期目標である追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指しておりますので、一定期間を置きながら継続的に詳細モニタリング調査を実施することありますので、ホットスポットが確認された箇所については、今後も徹底した除染を求めて可能な限り空間線量の低減に努めてまいりたいと思っております。

営農再開支援については、担当課長、それから河川の堆積物状況についても担当課長の

ほうからお答えをさせていただきます。

パークゴルフ場であります、まず1点、2点とありますが、一括でお答えさせていただきます。

まず1点目のパークゴルフ場の設備計画どうなっているのということであります。村議会初め、昨年設立されました飯館村パークゴルフ協会の会員、老人クラブ会員からも村内にパークゴルフ場の整備の要望を受けてきたところでございます。そうした村議会や村民の意向も踏まえまして、村としては村民の健康増進や体力向上、さらにはスポーツを通して交流人口の増加、あるいは地域間交流の拡大、生きがいづくりなどなども含めてパークゴルフ場の整備をやらなければということで計画をしているところであります。具体的には、今年度には基本設計を予算化しておりますので、今月末に村のパークゴルフ協会の方々と整備候補地をかなり挙げているということでありますので、その現地調査を予定しているところでございます。平成29年度には測量調査、実施設計、そして造成等の工事に着手をし、平成30年秋ごろの完成を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目のどのようなプランで整備の計画があるのかであります、現在村内のパークゴルフ愛好会の愛好者の方々は、避難先の市町村に整備されておりますパークゴルフ場に出向き、練習や各種大会に参加し、活発に活動しているようであり、避難先の市町には4コース36ホールなどといった日本パークゴルフ協会公認のパークゴルフ場も整備されているようであります。今後進めるパークゴルフ場の整備については、コースの数や付帯設備設置などについては、愛好者の皆様のご意見も伺いながら検討してまいりたいとは考えておりますが、なお村としては将来の維持管理経費なども考えていかなければなりませんし、愛好者の皆さんのがやっぱり自主経営的に近い形でやっぱりやっていくという、そういうことも必要だらうと考えておりますので、これから協議であります、身の丈に合ったパークゴルフ場の整備をしていきたいものだな、こんなふうに思っているところであります。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の2の営農再開支援の対策についての2点について、関連がありますので一括でお答えさせていただきます。

まず1点目の、県の避難12市町村営農支援事業についてであります、前の松下議員にも答弁をいたしましたが、このほど国の補正予算により県の基金事業として創設され、原子力被災12市町村において営農再開等を行う農業者等に対して支援をするというものであります。

事業内容としては、農業者等が営農再開のために要するパイプハウスや牛舎等の農業用施設の整備または撤去に係る費用や、トラクター、コンバイン等の農業用機械の導入に係る費用が対象となり、事業費上限1,000万円に対して4分の3、75%の補助率で補助されます。

また、果樹の新植・改植や繁殖雌牛等の導入に係る費用については、定額で補助され、さらに特に市町村が認める取り組みに当たっては事業費上限を3,000万円までとすることができることになっております。

なお、この事業は村の会計を経由することなく、県が直接農業者等に対して補助金を交付することになっておりますが、農業者等が県に提出する事業計画書については、一旦村が整理して県に送付することになっております。

村としては、事業計画書の作成や県との調整等について支援することができるものと考えております。また、現在、陽はまた昇る基金の活用としての上乗せ補助についても検討をしているところでございます。いずれにしましても、この事業を最大限に生かして営農再開を希望する意欲のある農家の支援をしてまいりたいと考えております。

なお、この事業の終期は平成32年度末となっております。

次に、2点目の個人的な営農（小規模）支援対策ですが、現在、村では地区の農業復興組合による福島県営農再開支援事業を活用しての除染後農用地の保全管理を推進しております。これは、除染後農用地の荒廃を未然に防ぐ取り組みを地域ぐるみで実施していくことにより、震災前に取り組んでいた集落営農的な活動につなげていくことを目的としたものであり、議員おただしのとおり集団的かつ土地利用型の取り組みとなっております。

おただしの小規模かつ個人的な営農については、基本的には先ほど答弁しました原子力被災12市町村農業者支援事業を活用していきたいと考えております。しかしながら、この事業は営農再開のための施設、機械等の導入を図る農業者等を対象としておりますが、この事業の対象とならず営農再開までに至らない個人消費や生きがいづくりのための農作物作付を希望している農家への支援策については、平成29年度当初予算において別途提案してまいりたいと考えております。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 7番伊東 利議員の3-1新田川の堆積物の除去について、現在の状況と今後の対策のご質問にお答えいたします。

河川の堆積物の除去については、除染対象外のため雑草や樹木が繁茂している状態であり、早急な対応が求められておりました。ご承知のとおり、河川管理者である県では今年度から単独事業及び災害復旧事業で草刈りや堆積土砂の撤去工事を実施しております。

実施の状況ですが、2級河川新田川については県単独事業により村道大師堂橋から上流閏根地内の転倒堰までの区間約4,000メートルと、二枚橋地内約100メートル、閏沢から向押にかけて約300メートル、合計で約4,400メートルを除草及び立ち木の処理を実施中です。土砂などの堆積は、村道大師堂橋から約200メートルの区間のみの実施となり、現在フレコン詰めをした土砂を一時保管としてクリアセンターに運搬中です。

2級河川飯樋川については、県の災害復旧工事の中で飯樋字西原地内約300メートルの区間を除草や堆積土砂の撤去を実施する予定です。現在、新田川同様、クリアセンターにフレコンを運搬しているところであります。

来年度からは県で予算を確保等の問題で実施できないことから、村が事業主体となって復興庁の帰還再生加速事業により、除草と立ち木の処理の実施を先行したいと考えております。作業内容については現在県と復興庁で調整中となっています。

議員がお察しの堆積土砂の除去については、河川管理者で実施のめどが立たないことが

ら、除草や立ち木の処理と同じく村が事業主体となって復興庁の帰還再生加速事業や生活環境整備事業で29年度より実施できるよう協議しているところあります。

今後も帰還、そして復興に向けて安全な住環境の確保ができるよう、要求を続けてまいります。以上であります。

7番（伊東 利君） 何点か再質問をさせていただきます。

除染についてであります。まさに今答弁あったように、局所対策工事含めて1,372件ほどやっているという答弁がありました。確かにそういう状況でやっていることはわかるわけですが、このフォローアップ除染をするという状況ですか、村が指定するのか、環境省がガンマカメラなりそういうものを見てフォローアップ除染をするという指示が出るものなんですか。お尋ねします。

復興対策課長（中川喜昭君） フォローアップ除染についての指示という部分については、国（○）のほうが詳細モニタリング等を実施した状況を見て業者のほうに指示をするというのが基本になっております。そういう中で、村としても国任せというのもいきませんので、ガンマカメラを使いましてそれらの情報ですね、ガンマカメラでも空間線量等の全て調査をしてその情報も流しておりますので、それとあわせた中で場所の選定などについては国（○）のほうでやっていただいて、国からの指示という形で進めてきておるところであります。

以上であります。

7番（伊東 利君） そうなれば、その以前の問題なんですが、除染のしない場所、漏れでいる場所などはどのような確認ができる、どのような報告のもとに村は、例えば話を聞きましたと、ぬかったところはやらないとか何とかという話もちょっとちらっと聞きましたけれども、そういう状況はどのような判断をされているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 国の除染のやり方としては先ほどから申し上げているように面的（○）な部分ですね、農地であれば土を削り取り、あとは客土をするということでありますので、そういう状況になっていないところは除染をしていないという部分になるかなということでありまして、実は今年7月から長期宿泊等が始まる中で、大分村内に村民の方が来られる状況、それ以前よりは大分多くなっているという状況がありまして、かなりそういう箇所があるのではないかという確認の依頼を村のほうに来ている状況もあります。そういう状況があれば、とりあえず職員が出向いて状況を見て、やはり除染をしたような感じじゃないということであれば、環境省とJVとあと地権者の方を集めて、やっているんであれば証拠写真を持ってきてくれというようなことまで言いながらそういう場所について確認をしているという状況であります。

あとは多かったのが水路に土砂が詰まっているから除染はしていないんじゃないかという部分での指摘もいただいて、2年前にやったところなどもかなり詰まってきた状況もありますので、そういうところも先ほど言ったように写真などを持ってきてもらって確認をしながら地権者等の了解を得ているというケースもございます。

そういう個別対応の部分が今年になりましてもう600件ほどケースをいただいて、それに対応しているという状況であります。ただ、全てそういう状況でやっているかという部分になりますと、なかなか村に入ってきた情報で村が対応しているという形でやっておりま

すので、もし不審に思うとかいうものがあれば、村のほうに話を聞いて、環境省のほうにつなぎながら一緒にその辺の確認をしていきたいと思っております。

以上であります。

7番（伊東 利君） これは私ごとで大変恐縮であります。

私も1ヵ所、ずっと何回確認しても途中で終わっていったように見受けられまして、村に来てどうなっているんだと確認をしまして、環境省に問い合わせをした。航空写真から見ても何を見てもやっていないという状況だと。というのは、なんでわかったかというと、除染したところまでは0点代だったです。ここで境からやらないところは3点代だと。不思議だということで、見たらばやっていなくて環境省から電話が来ましてやるということになったようありますけれども、私はそういう見落としの部分ですよ。単純に見て、私も数カ所わかるように、地元でもわかります。そういう状況があるので、環境省任せ、人員的なものはあると思いますが、業者任せでなくて、結局確認されればフォローアップまでするわけですから、最初からやらないというような状況があつてはならないのではないかと、こう思うんありますが、もう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおりで、除染は全て行うということが今回の国の除染計画でありますので、今お話しeidいたことあってはならないというふうに思っております。そういうふうに地権者の方々が見つけた部分について、そのような対応をしていただきたいということですが、全て職員が全部見るという部分にいかない状況でありますので、やはり今のところは地権者、所有者等からの情報の中で、そういう中で村民の方々のほうに寄り添う形で交渉をしていくという態勢しておりますので、何しろ何か不審な点があったらまずは役場のほうにご一報いただければすぐさま対応するという態勢を整えておりますので、その辺についてご理解をいただければと思っております。

以上であります。

7番（伊東 利君） ぜひ、そういうことのないようなきめ細かな配慮をして聞いて、村民が本当に除染が成って、安心できるという状況にしていただきたい、これが願いであります。

次に、営農再開支援対策についてであります、私この一般質問の通告をした後に村からチラシが入ってきて、「ああなるほど、こういうことか」という理解を受けたんです。というのは、最初新聞に9月2日でしたっけか、12月2日に報道されまして、大変いことだなと思っていた中で感じるのは、やっぱりこの命を守ってくれるのは大きな組織が必要だというのはこれは誰もわかります。しかし、大きな方々だけで村を守れないというのが私の考え方であります。小さな農家があって、大きな農家があって、いろんな整備を管理したり何したりしてそういう事業成り立つんだと思うんですね。これを見て、ああだめだなと思って質問をさせていただきました。

今、課長の答弁の中に、このパイプハウスとか畜舎とか農業施設の整備はそのとおりだと思うんですけども、撤去というのにも該当するという状況ありますか。

復興対策課長（中川喜昭君） この撤去については、既存の建物があるところにもう一度建て直すというのが条件だというふうに聞いております。ですから、関係ないところの建物を

壊して違うところにハウスを建てるというのは該当にならないというふうに聞いておりますが、同じ場所に建てるために邪魔だという部分の撤去費用については、出るというようなことになっているようあります。

7番（伊東 利君） この再開支援で私は小さな農家と言っていますけれども、なかなかこれから戻らまして全てが農地なり委託できるという状況にないと思いますし、自分なりにやはり少しの経営はしなくちゃならないと思っています。例えば、農協の中で販売活動をやっています。各部会の方々は本当に10アールが最大ぐらいの面積なんですね。それを十分こなすの大変な状況であります。今、農家の状況を見ますと農機具だの何だの全ては今ないのが多分状況ではないかなと思っています。そういう中で、大規模な何百馬力、何十馬力だのというのではなくて、例えば小さな30くらいのトラクター管理作業とか、そういうものが先ほどの松下議員の中の答弁にも陽はまた昇る基金を対応できればというような状況もあるいはありましたし、私の回答にもあったんですが、そういう資金も含めてですよ、小さいわゆる農協出荷なり直売所で出すぐらいの栽培ができる方々のこういう支援策、難しいんでは多分やらないんです。だから、簡単なわゆる村単で結構ですから、そういうものの設定して農家を誘導していくという考えはいかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 小規模というのも面積とかあるかと思うんですが、一応販売目的とする営農再開という部分についてはこの4分の3が全て該当するというふうになっております。ですので、作物については1反もつくるとなかなか収穫に時間がかかるためだということで、5畝とか8畝とかつくる方もいるかと思いますが、それを農協をとおして販売をしたい、それらに対するハウスとか機械の購入の補助ということになればですね、この4分の3事業が該当してきますので、大きくやる方ばかりではなくて、販売を目的とするなりわい農業という方々については、全て該当になってきますので、その辺あと規模、管理する面積に対して例えば5畝あるのに100馬力という話では多分いかないかと思いますが、その面積に見合った農機具の購入なども該当しますので、ぜひとも営農を再開またはあわせて販売も計画している方々についてはこの4分の3事業を国のほうに、農家の方と相談しながら支援していきたいなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

7番（伊東 利君） この説明見ますと、この農機具を買う、ハウス建てる、適正事業費とするため入札または見積もり合わせ3社以上と、こうなりますよね。というと、たかが小さいものやるのにこれだけの条件をそろえてこれ出すという、これは制度だから、果たしてどこまでもになるのかなと思いますけれども、この辺の考え方で小規模な部分についてどのような対策があるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の農業、営農再開するこの4分の3事業については、先ほど答弁の中でも言いましたが、県のほうと農家の方が直接お金のやりとりが成るということでありまして、申請書は農家の方の名前で県に送ってやるということになります。ただ、農家の方が申請書類を書くとかですね、事業計画書くというのは大変つらいという部分もありますので、一応そこに村が入ってその事業計画なりあと県への進達、あとその事業に合っているかどうかのヒアリングなども行いながらやっていくという態勢で今のところ

考えております。ですので、今お話をあった見積もり合わせとかですね、あと、必ず今村のお願いしているのは事業営農再開をしたい場合は、機械を導入したりハウスをつくりたいというときには、やはり見積もりだけは農家の方に1社でいいですからとってきてくださいということで、そこからどんなふうにしますかということを役場が農政係が入りながら県のほうに出すという形で進めていくというやり方で考えておりますので、何しろ何かがあれば役場に連絡いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7番（伊東 利君）もう1点、お尋ねします。

先ほどパイプハウスの件ありました。村内にパイプハウス、いわゆる解体した方もかなりあると思いますが、残っているパイプハウスもあります。既存のハウスに例えればビニールをかける、あとかん水施設をつくる、そういう部分での採択要求はあるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）ちょっと詳細な部分までは把握はしていないんですが、基本的に営農再開という部分で必要な経費については見ていただけるということありますので、その辺については村のほうで一応ケースとして預からせていただいて、あと県と協議をする中で事業を進めるという内容で進めさせていただければと思っておりますので、いろんな計画が多分農家の方々がつくってこられるかと思いますので、その辺については村としても丁寧に対応しながら進めさせていただければと思っております。

以上です。

7番（伊東 利君）では質問を変えまして、河川の堆積物除去について伺います。

今やっているという状況と今後の取り決めについても伺いました。この進捗の度合いでですね、本当にこの新田川、飯搗川が下流まで終わるのにどのくらいの時間を要するでしょうか。

建設課長（高橋祐一君）今年、先ほど話した部分に関しては今年実施するわけでありますけれども、実際的には4キロないし300メートル程度ということになりますので、その後全川的にはですね、先ほど29年度から県の管理ができないということで村のほうからの申請で帰還再生加速事業により実施するようになっています。そのときには一応来年度中で1年でやりたいとは思ってはおるんですが、とりあえず草刈りと立ち木の除去、それを行うことによって水の流れがよくなるというのが一つありますので、それをまず先行するということで、普通河川を含めて6路線、大体30キロですね、2級河川、あと普通河川含めて30キロほどを計画しております。それを来年やると。ただその堆積物の土砂の堆積の撤去に関しては、先ほど言いましたように、単費でなかなかすることができますがないということがあって、やはりこれも複数の事業を活用しながらやっていかないとできないということでありますので、ちょっと数字的にもかなりのボリュームがありまして、率直に言いますといまだ期間の設定はできないというふうな状況になっております。

7番（伊東 利君）先月ですか、11月22日、原子力対策原子力災害現地対策本部が来て、村で協議しましたよね。あのとき要望もあって実施して、今度から県に復興庁の予算を入れてやりたいとかって言ってきました。今、課長の答弁の中に草と樹木は伐採するから水の流れがよくなつて災害は防げるんじゃないかという状況であったのでありますけれども、実はここに喫緊の課題って私しましたのは、新聞にちょっとだけ日にちがわからなか

ったんですけども、河川、県内の72河川土砂撤去というやつで新聞載りましてね。そこに放射性セシウムの値が出されております。飯搗川が表面線量値が時間当たり0.35から0.55。放射性セシウムのベクレルですが、飯搗川が1,196から1,473。新田川の関沢地点の調査であるようですけれども、表面放射線量が0.55から0.65。ベクレルが2万から2万220から3万1,320と、県下で2番目の高さです。ですから、こういうものが堆積しているわけですよ。これが災害ということで上がれば何ぼ除染してもこれがまだそこに、その流域に上がってまた同じような状況になるんではないか。だから私はこの堆積物を早く撤去をしないと災害が起きてからではだめだというのがここでの理由です。いかがでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 県のほうで一応河川のほうの線量調査をやった結果が出ていたかと思います。

実は今回の新田川の土砂撤去の際にも、河川の土砂の線量をはかっております。はかり方としましては、大体10センチ深さをもとに線量を出して、ベクレルではかっております。そうすると、全部が全部例えば2万ベクレルとかそういうものではなくて、部分的な本当に10センチぐらいの間にですね、そういう高い線量物があるというふうな状況であります。土砂の撤去の方法としましては、環境省のほうのガイドラインの中にもあるんですが、8,000ベクレルという1つの基準の中で、8,000ベクレル以上であれば放射線の廃棄物という扱いで処分はされるんですけども、それ以下になりますと対象外ということになりますし、実際新田川のほうの今年の計画は2キロの土砂を上げるわけだったんです。ところが、結局そういうふうな作業の手間があって費用もかさんで、結果的に200メートルしかできなかつたという結果になっております。そういう意味で、放射性物質の拡散を防ぐという意味では大事な部分でありまして、その辺を含めて近々にやはり進めていくような段取りはしなくちゃいけないかなと思っております。

なお、今言ったように単独でなかなかできないという部分がありますので、復興庁のほうと協議をしながら早急にできるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

7番（伊東 利君） ゼひ、そのように喫緊の課題だという認識のもとに県なり国に要望を高めて実施できるようにしていただきたいと思います。

最後ですが、パークゴルフの設置についてであります。

村長答弁にもあります、28年当初予算に整備事業基本設計業務費として200万円計上されております。今、これからだということですが、先ほど何か、今年度中にこの設計というものが後でパークゴルフ協会とかなんとかと一緒に協議するということもありましたが、基本的な設計というものがどう描かれるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） パークゴルフ場、大変この取り組み、おくれて申しわけないところですが、今年、今年度予算化しております基本設計的な部分については年度内にまとめていくというふうに考えております。当初予算のほうに先ほどの測量調査とか実施設計という部分について、今よその町村でつくっている状況もありますので、その兼ね合いを見ながらもし予算要求ができればと思っておりますが、まず基本設計のほう、今月末ころになるんですが、1月中あたりに業者等も決めながら進めていければと思っており

ます。現在、いろいろパークゴルフ愛好会の方々からも随分ご要望、あとはいいろいろ指示もいただいたところでありますので、ぜひとも先ほどのスケジュールといいますか、そういう部分で進められるように努力してまいりたいと思います。

7番（伊東 利君） 設置場所というんですか、先ほど3団体のお話の予定地も含めて検討するということであるようあります。ぜひ、村民が有効に活用してさらに健康増進なりなんなりに結びつくようにしていただきたいと思います。

ちなみに、私、南相馬市にできたとこさ行って見てきました。ちょうど大会が開催され、観光バスが来て大変なにぎわいのようで見てきましたし、やはりああいうものだと思うんです。やっぱり山の中につくったり全然不便なところにつくったのでは人も来ないし、集まらない。あそこに行って、見ましたらばやっぱりみんな大変にぎやかににこやかに毎日でも来るという人の話も聞きましたけれども、やはり大変にぎわっていたと。我が飯館にもあのような場所、ゴルフ場が設置されることをついに希望しまして、終わります。

○議長（大谷友孝君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時22分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月13日

飯館村議會議長

大谷友孝

同 会議録署名議員

相良弘

同 会議録署名議員

高野泰一

同 会議録署名議員

渡邊計

平成28年12月16日

平成28年第11回飯館村議会定例会会議録（第3号）



平成28年第11回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成28年12月16日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成28年12月16日 午前10時00分				
	閉会	平成28年12月16日 午前11時44分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席09名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○
署名議員	4番 菅野 新一		5番 北原 経		6番 松下 義喜	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 実沢 澄	
	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川 亨	○
	健康福祉課長	但野正行	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	会計管理者	石井秀徳	○	教育長	中井田 榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会委員長	高野京子	
	選挙管理委員会書記長	愛澤伸一	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年12月16日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 5号 地方議會議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第101号 平成28年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 5 議案第102号 平成28年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第103号 平成28年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第104号 平成28年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第105号 飯舘村広域的減容化施設影響緩和基金条例
- 日程第 9 議案第106号 飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第107号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第108号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第109号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第110号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第111号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第112号 センター地区調整池機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第16 閉会中の継続審査の件
- 日程第17 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第18 議員派遣の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

本日村長からその他案件1件の追加議案が送付されております。

次に、発議第5号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）が、提出者松下義喜議員ほか賛成者全員より提出されております。

次に、12月14日、議会運営委員会が日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますが、お手元に配付の報告書のとおりであります。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 菅野新一君、5番 北原 経君、6番 松下義喜君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、追加いたしました議案につきましてご説明させていただきます。

議案第112号は、センター地区調整池機能回復工事請負契約の変更についてでございます。

平成28年6月17日付で濱田建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてきたところでございますが、降雨により被害箇所が拡大したことから追加の工事が必要となりました。ということで、当初の工事請負額を2,777万40円増額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。

なお、変更後の契約金額は7,356万2,040円であります。

以上がきょう提出いたしました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（午前10時03分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

◎日程第3、発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）
議長（大谷友孝君） 日程第3、発議第5号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

6番（松下義喜君） ただいま議題となりました地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を朗読をもって提出いたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣 宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第101号 平成28年度飯館村一般会計補正予算（第9号）

議長（大谷友孝君） 日程第4、議案第101号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） 何点か質疑をしたいと思います。

初めに、22、23ページ、企画費の13節委託料1,698万円の道の駅までい館太陽光設備設置設計支援業務648万円と道の駅までい館太陽光設備設置工事積算業務350万円でありますけれども、これは、現在計画しているまでい館の屋根に設置するのかどうか、まずお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 今般12月の議会に補正予算をお願いしているところでございます。

今回設置いたしますまでい館の太陽光設備でございますが、までい館として建物の中で使用する電力の一部を太陽光で賄うということを想定して設置するものでございます。

この設置場所でございますけれども、こちらは本体の屋根ということではなくて、職員用の駐車場に架台をかけて駐車スペースをあけた上で、その上に太陽光パネルを並べる形で設置する計画でございます。

2番（高野孝一君） だんだんと買い取り価格が下がっている中でありますけれども、今回はどのぐらいの規模のものを計画しているのかお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 現在の設置規模は30キロワットを想定してございます。

2番（高野孝一君） 30キロワットというと、平成28年度の買い取り価格というのは20円プラス消費税、24円プラス消費税という状況になっています。10キロワット未満であれば31円または33円という流れの中では、その辺はやっぱり規模として10キロワット以上30キロワットという部分については、どのような協議をされたんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 与えられた想定される設置スペースの中で、どの程度の規模の設備が上げられるかという中で検討させていただきました。こちら、設計費について今回上げておりますが、いずれ建設費用は上げる予定にしております。

建設費につきましては、福島再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業というものを現在想定しております、道の駅をいわゆる防災の拠点、停電になっても通常どおり使えるスペースということで整備することを考えてございまして、その資産として太陽光発電システムを整備したいということでございます。そういう意味で、全体の電気を太陽光でということはちょっと難しいわけでございますけれども、なるべく多くの電気を太陽光で賄えればということで計画してございます。

2番（高野孝一君） ただいまの停電時におけるという答弁もございましたが、そうするすれば、やはり蓄電池設備というものもあえて設置したほうが今後の計画の中ではよろしいかと思っておりますが、その辺のご見解をお願いします。

総務課長（愛澤伸一君） その点もあわせて検討してまいりたいと思います。

2番（高野孝一君） 続いて、同じく22、23ページ、までいライフ推進事業費の11節需用費消耗品9,600万円の件。内容についてはセシウム除去給水器。希望者が伸びないという答弁でありますけれども、その伸びない理由としての主なものはどのようにお考えなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の補正で9,600万円の多額の部分減額ということで提案させていただいております。平成26年からこの事業が始まりまして、当時かなりの数が出ているという状況でありますが、やはり現在の蛇口に設置するということで、蛇口に合わせるカートリッジが、今の現代風のシャワーつきの蛇口につけられない状況になっているということ。あとは、平成26年当時この制度をつくったころの水に対する部分、心配だという意向があつてこの事業を組み立てたところであります、3年過ぎまして、やはり水への安全性という部分も確認しているということで、なかなか配付ということでお知らせ版等でお知らせしている状況であります、なかなか取りにきていただけないという状況であります。以上であります。

2番（高野孝一君） その説明があったときに、私も申し上げましたが、やはり昔の蛇口に合うような取りつけ方法では現代の流し等では合わないんだよということを申し上げました。その中で、改良を加えて整備したいということもあったわけなんですが、最初にお渡したものをお今はその形で希望者に配付しているということでよろしいでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 当時、カートリッジを取りつける器具もセットで行っておりまして、今議員からあつたように、今は現代風のシャワー等の蛇口にということで改良という部分、これについていろいろメーカー側と話をしている状況でございますが、かなり日進月歩という状況で、蛇口も多様化されているということで、なかなかそれぞれに対応するのも厳しいという状況でございます。そんな形で、今のところは前の器具をそのまま配付しているという状況でございます。

2番（高野孝一君） 私も設置しようとしていろいろ考えたけれども、どんなことをしても接続ができませんでした。納屋に今眠っている状態にあります。

この減額した部分については、来年度以降このような事業はやらないということでおろしいでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今年度の状況を見ながらの減額ということであります、平成26年度から今年度まで購入している本体のカートリッジが1,508個、あとその中につけるフィルターが1万3,565個ということで、配付している状況を引きまして、今現在の在庫が、本体が603個、フィルターが7,477個という状況でありますので、今年度についてはこの在庫で間に合うかなということで、今回9,600万円の減額をさせていただいております。

新年度におきましても、希望者の方々には配付していきたいと思っておりますので、数を精査しながら要求していきたいと思っております。以上であります。

2番（高野孝一君） 続いて、30ページ、31ページ、保健衛生費の18節備品購入費697万6,000円の減額、備品購入費となっておりまして、線量計と表示器の減額ですよということであります。提案理由の説明の中では、11月現在360人という報告でありますけれども、この

実際に配付した実績というものを把握していればお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 個人の積算線量計ということで、平成26年度に村内の継続事業所、あとは平成26年度から本庁で勤務する職員用ということで500個ほど購入しております。あと、今年度が300個購入しまして、800個が今村として所持しているということあります。それで、貸し出しが今ほどありましたように360個ということで、現在440個ほど在庫が残っているという状況でございます。以上であります。

2番（高野孝一君） そうすると、今の説明であれば、長期宿泊者全員に貸し出しているというふうに聞こえるんですけれども、調査している職員にお話を聞いたところ、全員ではなくて、貸出率が悪いんだと。そして、表示器が何秒かですぐ消えちゃう、使い勝手が悪いという話も聞いていますけれども、実際には、長期宿泊者に対する配付率というのはどのぐらいになっているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど360個という貸し出しということではありますが、内訳としては約200個が事業所関係に貸し出しをしていると。あと100個については役場職員に貸して300程度と。あと60個というのが、55個でありますけれども、これが長期宿泊者の方々に貸し付けているという部分でございます。ですので、今回長期宿泊者の方には希望者の方々に貸し出しをするという形にしておりますので、今長期宿泊という形で所持している方については55人という形でございます。以上であります。

2番（高野孝一君） そうすると、やっぱり20%ぐらいしか希望していないということです。1,000個予定したものが300個。300個の表示器が100個にしましたという経過ですから、次年度がやはり予算に当たっては、そういう環境を考慮しながら整備する必要があるのかと思っています。

続いて、32ページ、33ページ、農地費の13節委託料3,903万6,000円。そのうち、用排水路、暗渠排水路測量設計業務3,828万円ですが、延長5,470メートル、9.6ヘクタールとの説明がありました。事業実施の地区についてはありませんでしたので、どこなのかお伺いいたします。

建設課長（高橋祐一君） この業務委託に関しては、帰還再生加速化交付金の中の基盤整備促進事業ということで、今回除染が先行して終わっている部分、あと来年への再開を先行してやる部分ということで、今のところ二枚橋、須萱、関根、松塚を中心としまして計画しております。ただ、計画エリアとしては白石、深谷までを含んだ計画エリアでありますが、実質的な今回の業務に関しては、二枚橋、須萱と松塚という形になっています。

2番（高野孝一君） 了解しました。

続いて、15節の工事請負費6,379万6,000円であります。1点目の農業用用排水路保全工事。内容については、土側溝の部分も結構あるかと思っていますけれども、これらの保全工事の内容についてと、行政区については、ただいま17区、20区のようであります。主な内容についてお伺いいたします。

建設課長（高橋祐一君） 13節の委託費で詳細の設計をするような形にはなっておりませんが、基本的には土水路のU字溝の敷設、また断面的な加工ができない部分の敷設がえ、あと、河川に抜ける排水不良のための排水樋管の工事等も含めて考えております。

2番（高野孝一君） 続いての暗渠排水整備工事。議運の中では2ヘクタールという説明がございました。ともに、地権者の分担金というのは計上されていないんですけども、これの工事については、受益者負担はなしということで理解してよろしいんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） これも同じ基盤整備促進事業で行いまして、受益者負担はありません。

2番（高野孝一君） そうすると、これ以外の行政区で現在保全管理が進んでいる部分がありますけれども、これらの地区における今後の計画についてもこのようないくつかの方法で進めることでよろしいのかどうかと、あとその敷設あるいは工事に当たっての設計は、受益者のこうしてほしいという要望というものはどのように捉えて実施するのかお伺いします。

建設課長（高橋祐一君） まず初めに、現在はその4行政区で進めているような形になっておりますが、今後事業的にも我々のほうでも初めて入るという事業ですから、ある程度モデル的に今回をこの行政区で進めていきたい。いずれは村内全域を網羅していくという考えであります。

それらの進め方についてなんですが、今回の二枚橋、須萱、関根、松塚に関しては、ある程度地権者との打ち合わせをしながら、水路の整備、樋管の整備という形になっております。今後ほかの行政区で行う場合についても、やはり当然地権者と相談しながら、どういう形で進めていくのかというのを協議されるという形になります。

今回、この水路の整備、暗渠排水の整備という項目が上がっていますが、そのほかにこの事業においては、小規模基盤整備等いろんな事業のメニューがあります。そういう意味で、その地区で本当に必要な求められているものを協議しながら取り組んでいきたいと思っております。

2番（高野孝一君） 40ページ、41ページになります。飯館村公民館費15節の工事請負費330万5,000円の内訳の交流センター自動ドア交換工事172万8,000円が計上されております。説明の中では、木製のドアをアルミに変更したいというお話しでありました。交流センターがオープンして5ヵ月しかたっていないという中で、瑕疵担保という部分があります。この予算計上に当たっては、その施工業者、設計業者等々と事前に協議してきている部分があるのかなと思っております。つきましては、これまでの協議の経過とその結果について、どのようにになっているのかお伺いいたします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 交流センターの自動ドアの工事ということでございますが、状況としては、ドアのところ、下地にスチールがあるところに木製の板を張りつけてあるということでございます。村としては、品質は確保されていると考えていたところですけれども、しかし台風で雨が直接当たりまして、木製の張ってあった板がはがれまして、一部がめくれ上がっているような状態で、ちょっとドアの開閉に支障が出たということで、最初は施工業者にねじ止めをしてもらって応急処置をしていただいております。ただ、同じようなことが起こりますとまたドアの開閉に支障が出るということも十分考えられますので、今回はその木の板のところを外してアルミに張り直して修理をしたいということを考えております。

業者としては、施工業者は応急処置はしたけれども、設計どおりやっているということで、責任はないのではないかということを言われております。あと、設計のほうは、品質に関しては設計の仕様の中に書いているわけでございまして、今、設計の業者と費用負担については協議をさせていただいているところでございます。そんな状況でございます。以上です。

2番（高野孝一君） 総務課長、木製のドアをアルミに変更したいというお話しでありましたから、けさ現場を確認してきました。どうも納得いかないということで。

入口の自動ドアで、両開きになっております。骨組み、型枠はアルミ製です。それで、その外側に面する部分、下から何十センチメートルか上に、横は1メートルぐらいの、幅が15センチメートルの木質なものが14枚張られておりまして、こちらも14枚。下のほうが膨らんだような形跡があつて、4カ所ビスどめになって。これがこっち側の部分と引っかかって開閉に支障ができたんだなという思いで来ました。私は、この骨組みがアルミ製であれば、この木質の部分を交換すれば十分じゃないかということを考えました。そのことを踏まえると、この予算額にちょっと差があるのかなと思っていますが、その辺はどういう見解なんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今お話しいただきましたとおり、その木製の部分、下地も含めて今回アルミのものに交換しまして、そこに木調のシールを張りたいと思っているところでございます。ただ、結構今回金額が張りまして、もう少し安くできないのかという話もしたんですけども、どうしてもあのドアについては1点1点のオーダーメイドということで、どうしても工事費については高上がりになってしまふということで説明を受けていけるところでございます。以上です。

2番（高野孝一君） その木製の部分を取り外して新たに張りつけるというか、そういうような、現場で工事ができるという状態ではないということでおろしいんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） スチールに接着剤で張ってあるということで、接着剤をきれいに剥がすには、ドアごと一回持つていって、工場のほうでつけかえてまた戻すということになると、ちょっと工事は難しいということで聞いておりまして、その辺がまたお金がかかってくるところなのかなと考えております。

2番（高野孝一君） 工事業者は設計どおり行ったと、問題はないということですが、実際的に雨風によって膨らんで開閉に支障が出たということではありますから、私は設計業者が一番問題があるのではないかなと思っています。この飯館村、寒さが強い中で、外側に木質の部分を設計するというのは結果的にどうだったのかなと思って。現場を見ると、内側は木質ではないですよね。同じような。ちょっと意識して私は見なかつたんですが、そうした部分において、やっぱり設計業者ときちんともう一度協議をする。あるいは見方をかえれば、竣工検査に問題はなかつたのかというようにもとれますよね。設計があつて、工事があつて竣工しました。竣工検査が通りましたとなれば、お互いの言い分、検査を通ったんだから、その後の発生したものは全て村に責任があるわけで、私たちには瑕疵の部分はありませんというような言い分なのかと思っていますけれども、先ほどの課長の答弁の中では、今後ある意味においては負担していただけるようなニュアンスの答弁がありました

けれども、やはりこれはきちんと精査して、少しでも瑕疵担保の部分をきちんと整理して、できるだけ税金を使わないような修繕にしていただきたいと思っていますが、再度お伺いいたします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今議員がおっしゃるとおり、村といたしましても今、設計業者とその辺の費用負担について協議をさせていただいております。今回工事費がある程度実際やってどのぐらいかかったかということの中で、どのくらいやれるかという部分については、少しでも多く出していただけるように協議をしていきたいと思っております。

2番（高野孝一君） 終わります。

5番（北原 経君） 何点かお聞かせください。

23ページの委託料で、家電のリサイクル品、あと産業廃棄物の件。まずその2点をお聞かせください。どのような。

総務課長（愛澤伸一君） 23ページ、委託料、家電リサイクルの処分業務、あとは産廃処理業務ということで計上してございます。こちらは、現在草野小学校の体育館に仮設の住宅から撤去してまいりましたエアコンでありますとか、その他もろもろの家電品、家財道具等が保管されております。あと、古い公民館の機材などもございます。こういったものをこの際処分したいということで今回予算化をお願いしているところでございます。その際、せっかくあるものをただお金をかけて処分するのはいかがかというご指摘もございまして、今回、行政区あるいは一般の村民の皆さんに対して、希望者があれば持っていっていただけるような期日を設けて、ご希望の方には無償で持つていっていただき、残ったものについて引き取り手のないものについては、しようがないので業者に引き取ってもらうと。こんな段取りで今考えているところでございます。

5番（北原 経君） 92万5,000円と39万6,000円ですので、なるべくそれはゼロに近い形で、行政とか欲しい方に上げるということで、きちんとしていただきたいと思います。

その下の、道の駅のまでい館の太陽光設計と工事の積算ですけれども、これは大変大きな事業でしたので、そもそもこの太陽光を最初につけることができなかつたのか、その辺をちょっと。

総務課長（愛澤伸一君） 当初の道の駅の構想の中には、残念ながら本体に太陽光設置をするという計画にはなってございませんでした。

5番（北原 経君） 今、当然太陽光がどこの家庭でもついている分野でありましたので、設計的には前から載せておけばよかつたのかなという感じがするものですから質問いたしました。

一番下の帰還再生生活道路。これは昇口の舗装なんですけれども、これに関する6,750万円。ちょっとそれの今の状況をお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 工事費6,750万円ということで追加でお願いしておりますが、今年度実施予定としましたのが200件ということで測量の発注をしております。現在的には160件ぐらいと見込んでいますわけなんですが、全体の200件の工事費用をとりあえず確保しまして、今後3月までの工期がなかなか難しいので、繰り越し等で対応するために200件。繰り越しの予定としては70件分の予算確保ということで、今回6,750万円ということで上げております。

す。ちなみに、昇口舗装、平成29年度以降に関しては、追加申請もありまして260件ほどという形になっております。それに今言いました繰り越しで70件ということで、平成29年度以降トータルで330件ぐらいという予定になっております。

5番（北原 経君） 160件に40件がプラスということなんですかけれども、これは平成28年度末まではどれくらいの着工、終わるようになるのか、その辺は。

建設課長（高橋祐一君） 平成28年度末までですが、平成26年度7件、平成27年に177件、今年度については130件を見込んでおります。ですからトータルで314件を完了するという形で見込んでおります。

5番（北原 経君） わかりました。

35ページの除雪作業業務について、当初1回の予算で、今回3,000万円5回分ということでお上がってきているようですけれども、これについて毎年思っていたんですけれども、予算のとり方がつかないために当初予算が1回分ということになってしまって、当然除雪は1回で済むわけではないのですけれども、どうしても毎年のように1回分とて後で大きな回数が補正予算にのってくるという考え方なんですかけれども、その辺の内容をちょっとお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 除雪に関しては、なかなか見込みというのが難しいところでありますし、当初予算の中ではやはり財源的に厳しい部分があるものですから、当初は1回分という形で、今後それ以降の部分の財源を途中で確保してきたという形で今まで来ております。そういう中で、交付税の関係もありまして、その特別交付税で出せる形で対応できればいいのかなと思っています。そういう意味で、当初ではなくて、ある程度今の時期に追加で計上しているという形にしております。

5番（北原 経君） 当然除雪が1回で済むわけではないですから、少なくとも6回、今回5回上がってきて、当初で1回。3回ぐらいはのせておけないのかなという感じはするわけなんですかけれども、再度お聞きします。

建設課長（高橋祐一君） 当初計画の中で、ある程度こういう、今回トータル6回分の財源を確保できるような予算の中でできるのであれば協議していきたいと思っております。

6番（松下義喜君） 23ページの役務費でありますが、この広告料2,000万円もかけて本当に新聞で御礼等を言わなければならぬのかというのが私は疑問で質問したのですが、帰村となればテレビ局が来ていつものように村長が見解を述べられ、御礼を言う席があるのではないかと私は思われるんですけども、そこら辺、どのような考え方をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） まず、今回震災にあいましてから、いわゆる一般的な義援金が800人ほどから、ちょっと計算してこなかつたんですが、ものすごい金額が入っております。それから、去年の12月にふるさと納税をしてから、これまた8,000人ぐらいの方から今までに約5億円が入っております。そのようなことで、1回だけは4年半のしおりを送らせていただいたところですが、大変何人からご丁寧にありがとうございますと、あるいは涙を流して読んだと、あるいはまた何かあれば応援させてくださいというお手紙なども何通も入っているところであります。なかなかそう考えますと、まず村として避難をして、ち

ようど6年目にしていわゆる避難指示解除になりましたよと。でも何度も言いますように、ゴールではなくてスタートでありますから、まだまだやっぱりいろんな形で応援をいただくこともあるうと思いますので、そういう意味で、感謝の形を出すべきではないのかなと思っています。つかみであります。我々はあくまでも商品を売っていく会社の広告とは違いますので、できるだけ安くしていきたいと、このように思っています。広告としては3社か4社ぐらいではないかなと思っています。以上であります。

6番（松下義喜君） それでは、本当に重ね重ねの解除の御礼になるのかと私は思います。別にマスコミも来てテレビ局等が来て村長が忙しくテレビに出られるのかなという思いでもありますけれども、ひとつ御礼とならば仕方がないのではなかろうかと思うところであります。

続いて、負担金補助及び交付金なんですが、避難指示解除復興イベント実行委員会補助金となっておりますが、どのようなイベントをしようとしているのか。また、実行委員会というのはどのような仕組みの実行委員会になるのか、お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今のようなきさつで避難指示解除になるというのが、実は31日から4月1日にかわると思っておりました。ですから、新年度予算でいいのかなと思っていたが、確認したところ、3月30日から31日にかわるのが避難指示解除だということですので、催しとしては3月31日が催し。その日だけではないと思いますが、そういうような状況が出てきましたので、今回この12月の定例に上げさせていただきました。

内容としては、そのようなことがありましたので、3月の予算までにと考えていますが、例えば一つは、その日になるかどうかはちょっとわかりませんが、今までいろいろな避難指示以来多くの応援の職員、あるいは多くの自治体からの応援がありますので、そういう方たちにやはり来てもらうなり、何か御礼の手紙を出すなり何なりもしなければならないのではないかと思っています。それから、当然31日に皆様方と、一応避難解除になりましたよというセレモニーも必要だろうとも思っています。などなど、できるだけましくやりたいと。ただ、いわゆるつかみでとらせていただいて、一つ一つ精査をしますと項目が必要なものですから、一応行政区長、会長を中心に実行委員会をつくって200万円をとらせていただければということで、それまでかからなければそれはそれでということになりますが、これから内部でどのような内容を詰めていくかということを考えさせていただいて、やっぱり避難指示解除を村民の皆さん方と共有する、そのようなことを考えていかなければならないのではないかと思っているところであります。

6番（松下義喜君） わかりました。

それでは、31ページの需要費なんですが、印刷製本費の中での再開のビジョンをつくるんだというお話をございましたが、内容的なものがわかるのであればお聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいいただきましたように、今回の印刷については営農再開ビジョンをつくるということで、今現在、営農再開検討会議でいろいろともんでいただいているところであります。平成27年の10月から会議を発足して現在まで5回ほどやっておりまして、1月中にはまとめて印刷製本にしたいということあります。

それで、ビジョンの内容であります、まずは、今現在の状況の中で避難解除になると
いうことで、その状況になつたら早速営農したいという方々、今のところ37名の方が手を
挙げていただいております。あとの方々については、なかなかどういうふうに進んだらい
いのかという部分がわからない、どういうふうに支援があるのかという部分もわからない
という方々に対して、これから除染後の農地の保全に向けて、皆さんは、例えば自分の考
えが、まずは自分の土地を守りたいという方がいれば、その人たちにはこういう制度があ
りますよというフローチャート図的なものを使いながら、その人が進む方向を、考
えていく方向を導き出せるような考え方でのビジョンを今つくっているところでございます。きの
う、おとといも、それぞれの有識者、あとは農業代表者の方々が個別に集まって内容を協
議していただいております。そのような形でもう一度農業をやりたい、花をやりたい、牛
をやりたいという方々が、ではどのような状況でやりたいですかということで、まずは自
分たちの食べる分だけ、自己消費だけだよという方については「生きがい農業」という部
分の項目にいくようにして、その中で導いていければという内容で今のところ考
えているところでございます。以上であります。

議長（大谷友孝君） そのほかございますか。

3番（渡邊 計君） 31ページ、衛生費の中の表示板付モニタリングポスト設置業務ですけれ
ども、これの設置場所と設置理由をお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 設置場所につきましては、今回2基を導入したいという考
えでございまして、設置場所については、村の出入り口になります二枚橋、川俣から上がつ
てきての川俣の境のあたりです。村の所有地あたりと、あとは八木沢方面ということで、今
度八木沢トンネルができますので、その出てきたところあたり、八木沢の集会所近辺の2
カ所に立てたいということであります。

内容的には、村で設置しました88カ所につけましたモニタリングポストと同じ性能の部
分で考えておりますが、今回表示板付ということで、それぞれ村に入る、あと村から出る
ときに、メッセージを看板に立てながら、そのメッセージの看板の中に空間線量率を載せ
ていくという内容で考
えているところでございます。以上です。

3番（渡邊 計君） 以前のモニタリングポストは、仮置き場周辺ということであったわけ
で
すけれども、今後帰村に当たって、集落的に欲しいという集落が出てきた場合には設置可
能なのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のところ、県からも次年度の要望箇所というような、村のほ
うに希望の部分が来ておりますので、それに対応したいと思っております。来年度につい
ても、直接村民の方からあれば、場所等も検討しながらやっていきたいと考えております。
県の事業の対応と考えております。

3番（渡邊 計君） その下、備品購入費ですけれども、先ほど高野議員からの質問でもあり
ましたが、線量計ということで、697万6,000円の減になっているわけですけれども、線量
計というのは1年に1回更正をかけなきやいけないということもあります、そのための
減なのかと思うんですけども、結局、帰村に当たっては、個人線量の管理をしなさいと
いうことになっているはずで、今後この線量計、帰村に当たってはどのようない
計画でいら

っしやるのか、お聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしのように、帰村解除になれば、やはりそれぞれ被曝量がわかる意味では、この個人線量計を必ず身につけていただいてはかかることが大事かなと思っております。またその量についても、やはり村として責任を持って確認をする。あとは、ついている方の生活実態を見るという部分についても、ことし長期宿泊が始まつてからも55名の方ですが、そのような調査も行つてあるところでございます。そういう意味では、次年度についても計画をしているところでありますが、先ほど高野議員にお話しさましたように、今現在440個ほど在庫があるという中で、1,000個の当初予算があるから無理して買うということではなくて、今、渡邊議員からありましたように、後の維持経費、更正もかかるということでございましたので、今回1,000個を予定しているものを300個購入して700個分を減額したということになります。次年度についても、希望がある方々にはお貸していきたいと思っておりますので、現在ある440個そのままで様子を見るか、あとは何個か、200個、300個を計上していくかという部分も今後当初予算のほうに反映させていければと思っております。以上であります。

3番（渡邊 計君） これは、現在長期宿泊している人にお貸ししている中で、440個ぐらいまだ在庫があるということで、今後たまにとか、あるいは今新築あるいはリフォームしている方とか、通う回数が多くなっている人もいるかと思うんですが、そういう方たちにもお貸しできるということでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のところは、村内で継続営業をしている事業所、あとは村に帰っている村職員、これは雇用主としてやはり線量管理をしなければいけないという部分から対応しております。あとは、長期宿泊でやはり村内で、今お話しいただいたリフォームとか畠仕事とか、そういう農作業で来られる方がつけたいという希望の方にはお貸ししているところであります。ただ、その都度そういう長期宿泊とかに登録していない方という部分については、なかなか、あくまでも貸したものと今度は村が管理をするという部分で、その人の行動を一つ一つ聞き取りもしているという状況もありますので、とりあえずは長期宿泊以外の方々については、前にお貸ししておりますDOS E eという瞬間と積算でわかるほうで対応をお願いできればなと思っております。あと、例えば来る際に、積算ではなくて家の周りの空間線量が心配だという部分については、村にある携帯型の線量計をお貸しするという対応で考えているところでございます。以上であります。

3番（渡邊 計君） 次に、39ページ、教育費の中、小学校費の修繕料ですけれども、604万8,000円。これが、23ページの仮設の処分品とか公民館のものが体育館に入っているということでこの減額になっていると思うんですけども、私が以前に聞いたときには、そのほか震災直後に寄附されたもの、あるいは線量計など、そういうものももらもろ入っているかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話しidadきましたように、草野小学校の体育館には、いろいろ村で、先ほどの仮設住宅とか公的宿舎に入れたものの入居にならなかつた部分についての電気、ガス器具が入つております、役場で改修とかで投げるにもすぐに投げられないというのもも保管しているという状況の中に、今おだしみだきましたように、線

量計、寄附等からいただいたものがある状況であります。これについては、草野小学校体育の今後の活用等が決まる中で移動という形になれば、今後復興対策としての線量計管理という部分もありますので、対応していきたいと思っております。以上であります。

3番（渡邊 計君） 仮設のものとか、そういう処分したものはいいんですけども、そうすれば量は大分少なくなると思うし、今回この体育馆なんですけれども、小学校の改修が終わっていれば、1教室、2教室あたりに移動して、体育馆というものをその地区の要請で使用できるように早急にしていただければありがたいなと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

副村長（門馬伸市君） そういう村民の声もあるんです。草野小学校の体育馆でスポーツとかやりたいという女性の方もおられますので、今かなりいろんな物が入っていますので、できるだけ早く整理をして、来年4月から使えるかどうかは別にしても、使えるようにしたいなと思っています。

3番（渡邊 計君） 以上です。

議長（大谷友孝君） ほかございませんか。

7番（伊東 利君） 2点お尋ねします。

33ページの工事請負費で農業用用排水路施設の補修とあるんですけども、説明では松塚の頭首工・ゴム堰の気がするんですが、内容についてちょっと伺います。

建設課長（高橋祐一君） これにつきましては、今ありましたように、松塚のラバー堰でございます。このラバー堰に関しましては、補助事業でつくりまして、河川の中にゴムで中に水を入れて、それを立ち上げて取水するというシステムになっております。そのためには、いろいろ水を送ってやったりとか、水位を調整したりとかという施設がその河川の脇にあります。そういう部分の中には、いろいろ水中ポンプや微量の切り返しのスイッチや、そういう部分が多くあるんですが、長年使っていない部分もあるので、まずはこの委託料の点検業務の中で実際点検をして、その部分で更新をしてもどおりに使える形に戻すというのが基本で考えております。

7番（伊東 利君） というと、私たちも土地改良区もやるということで、点検にその施設を、何ヵ所かの堰を見てきたんですが、松塚は今言ったラバーのやつでギアで上げるタイプなんだね。要はその堰の修繕でなくて、その管理する施設のことを言っているんですか。

建設課長（高橋祐一君） その施設も含めます。そのラバーの状況を確認して、ゴムの張りかえが必要であればゴムの張りかえ等、そういうものを全て含めて考えております。そこから下流側に堤外していくということで、河川の中に水路があるんですが、その辺なんかの漏水も含めて検討しております。

7番（伊東 利君） わかりました。ということであれば、今後、土地改良区も含むことだと思いますが、これから営農が再開される。非常にいろんなところに堰があつたり、埋まつたりして、これが上がらないことには当然水田の機能は果たせません。ということになって、これはずっと継続されてこの事業が……来年は当初から組むかどうかわかりませんけれども、されるという理解でよろしいんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今回は、やっぱり営農再開という部分で、来年水田を行うというこ

とから、今回松塚のラバー堰ということで上げさせてくださいました。全体的なことで考えますと、先ほども高野議員からありましたが、村全体の中で、これもやはり営農再開支援事業の中なんですが、これも加速化交付金の中の営農再開支援水利施設等保全事業ということで100%になっております。先ほどの基盤整備等を含めて、行政区単位なのかとは思いますけれども、その中で全体的な計画を立てながら、水路を含め今言った施設等を含めた形で検討していきたいと思っています。

7番（伊東 利君） ぜひそのように計画をされるように願うものであります。

もう一つの下の林業費の委託料で、危険木除去業務が172万5,000円ほど減額されます。大変に我々もこの事業はいい事業だということで、予算委員会なんかでもお話ししていますが、この補正減額になるというのは利用がなかったということだと思うんですが、調査なりPR、こういうものはありませんかという呼びかけなり調査という部分はどうのようにされていたのか、伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君） 危険木除去の部分でありますが、これについては、職員が村内を歩く中で、危ないなというものが道路沿線上にあるようなものがあれば、計画に入れるということあります。あとはまた、行政区で区長から情報をいただくという形で今対応しているところがありますが、今おただしいただきましたように、お知らせ版とかで全体的な呼びかけもやってもいいのかなと思っておりまして、次年度については検討してまいりたいと思います。

7番（伊東 利君） ちなみに、この当初予算が調べてこなかったのでわかりませんが、利用としてはどのくらいの件数があったのか、わかればお知らせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変申しわけございません。事業予定に、手元に資料がございませんので、後で提示したいと思います。

7番（伊東 利君） 了解です。終わりです。

議長（大谷友孝君） ほかございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第101号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第9号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第9号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第102号 平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第102号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第102号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第103号 平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第103号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第103号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第104号 平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（大谷友孝君） 日程第7、議案第104号「平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第104号「平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号「平成28年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第105号 飯舘村広域的減容化施設影響緩和基金条例

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第105号「飯舘村広域的減容化施設影響緩和基金条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） 今回の基金条例の設置についてなんですかけれども、主に蕨平の減容化施設ということで、県から交付される2億円の金を積み立てるということ就可以了けれども、あるところの町では、国、県から100億円程度の基金をいただいているという情報もあります。私は、この2億円掛ける2年分ではなくて、もっと影響緩和に資する事業に使うべく基金の増額を要求すべきじゃないかなと思っていますが、村長の見解をお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 今、ある自治体はということですが、それはご存じのように、中間貯蔵などで30年間等保管、あるいは場合によってはその30年後がどうなるのかわからないという中の基金であります。我々は蕨平と小宮とつくらせていただいて、蕨平の件に関しては、ほかの自治体のものも受け入れたりということで、いろいろやっていますが、それについては、やはりこれからいろいろな問題が起きてくるだろうということで、全く予想だにしなかった中でこういう基金が国から県に来た、県からの基金ということになりますので、これからなかなか大変な中で貴重な財源だと思っています。またさらにそれ以上よこせという話は、やっぱり私はすべきではない。この財源はやっぱり大切にこれからこの村の復興に、あるいは蕨平の皆さん方の受け入れた方たちに対する思いなども当然一部使っていくということになるのではないかと思っていますが、村としては今のところ2年ということで、2億円、2億円で来ますので、それ以上もっとよこせというのは今のところ考えていないところであります。

2番（高野孝一君） そうしますと、県の考え方からいってこの2億円の根拠というのは、村としてどのように考えているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 根拠は特別は聞いておりません。ただ、ほかにも減容化には出しているようですが、飯舘村は多いということは知っています。ですから、そういう意味では、ほかの自治体のものも入れているところに配慮はしてくれていると思っているところであります。以上であります。

2番（高野孝一君） 再度お伺いしますが、基金の要望は本庁としては考えていないということをございますか。

村長（菅野典雄君） こういうものが来るとは全く思っていませんでしたので、村としてはありがたい話だなと思っています。これをいただいたので、そんなもので足りるかという話は、私は村としてはしないほうが賢明ではないかと思っております。

2番（高野孝一君） 村長の思いは思いでわかる部分もありますけれども、やはり減容化施設を立地して、他町村の事業の分も受け入れるというようなことからして、私は増額の件は

要望してもいいんじゃないかなと思っていますので、協議するという考え方もないということでおろしいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 多分いろいろ探ってはみますが、協議をしてもう少し出していただければという話になるとはちょっと思えないんですが、探ってはみたいとは思っていますが、今のところそんなふうに考えているところであります。

2番（高野孝一君） 以上でございます。

議長（大谷友孝君） ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第105号「館村広域的減容化施設影響緩和基金条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号「館村広域的減容化施設影響緩和基金条例」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第106号 飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第106号「飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第106号「飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号「飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第107号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第107号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

議長（大谷友孝君） これから議案第107号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第108号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第11、議案第108号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第108号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第109号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第109号「飯館村税条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第109号「飯館村税条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号「飯館村税条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第110号 飯館村使用料条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第13、議案第110号「飯館村使用料条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第110号「飯館村使用料条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号「飯館村使用料条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり可決されました。

○日程第14、議案第111号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第14、議案第111号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第111号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり可決されました。

○日程第15、議案第112号 センター地区調整池機能回復工事請負契約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第15、議案第112号「センター地区調整池機能回復工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（渡邊 計君） 2,777万円ほど増加するわけですけれども、この財源はどこからになりますか。

建設課長（高橋祐一君） この事業は、復興庁の生活環境整備事業ということで行ってきました

た。この追加分に関しても今協議中で、その事業を国の事業にのせるということで100%補助で考えております。

議長（大谷友孝君）ほかにございますか。

2番（高野孝一君）このセンター地区の調整池の機能回復工事でありますけれども、昨年も天候不順等の理由がありまして、3月31日で工事をした段階での精算金払いをしたわけであります。これから3カ月余の中で、この工事は繰越明許の対象にはならない期間内までには工事を終えなければならないという規定の中で、村としてどのように監督して期間内までに完了させるのか、見解をお伺いいたします。

建設課長（高橋祐一君）お察しのとおり、昨年度からここに関しては工事を進めております。大雨で崩れたりという経過もありましたけれども、やはり、ここは崩れる原因として湧水関係、水が大変難しかったということであります。ですから、今回も土工事がまずメインとなってくるわけですが、そういう部分の土の盛り土をしっかりとしていくという部分で、土の岩石を落したりとか、そういう作業をしてまいりました。

工期の変更も今回出てくるわけですが、9月の大雨で増破した部分の工事を含めて、現在、工程の管理としましては、土工事に関してはある程度積み上がってくるのかなと。現在片側通行になっている村道の部分に関しては、12月中にどうにか車が通れるような形に施工したいと考えております。ただ、やはりこの冬期間の工事になりますので、道路の沈下、下がりが出てくるんじやないかという心配もありますので、12月はとりあえず仮復旧的な舗装をかけまして、3月に本復旧という形でさせていただきたいと思っております。その間、排水の土工事がある程度になりますので、排水関係の工事を進めてまいりたいということで、繰り越しあしない、できない工事でありますので、3月中までには必ず終わるというふうに進めております。

2番（高野孝一君）この図面を見ますと、やっぱり原状回復しかできない工事だということから、また大雪、大雨によって、一番重要である路面排水、役場から流れる、あるいは住宅から流れるこの側溝が一番壊れるんですね、毎回、毎年。だから、この下の工事を終わった段階で、U字溝を入れる工事の中に、もう少し壊れないような、壊れにくいような工事というのは検討されてはいないんですか。

建設課長（高橋祐一君）ご承知のとおり、やはりこのセンター地区から入って、調整池に入るのり面の排水がいつも流されているという現状であります。今回も大雨のときには見てきたんですが、やはり断面がその当時は小さかったという部分がありますので、その辺の断面を現在の部分の1,000と同じように、1,000の1,000という、1メートルなら1メートルの断面にしております。あとは、やはり回避路になっていますので、そこで飛散して、のり面が洗堀されて水路の脇が洗堀されるということが原因で今までありましたので、その辺の解消としては、コルゲートの1,000の1,000のU字溝を入れまして、その両側に50センチメートル程度のシールコンクリートということで、水が飛んでものり面が流れないと設計になっております。ですから、今回については、ある程度機能回復ではありますけれども、新たな災害が起きない形で計画して復旧しております。

2番（高野孝一君）ぜひ期間内に工事が終わるような指導監督も必要かなと思いますので、

よろしくお願ひします。以上です。

議長（大谷友孝君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから議案第112号「センター地区調整池機能回復工事請負契約の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。よって、議案第112号「センター地区調整池機能回復工事請負契約の変更について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君）日程第16、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第17、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君）日程第17、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から帰村後の教育施設等の整備に係る対策検討に関する事項について、産業厚生常任委員会から村復興拠点整備等に係る産業振興に関する事項について現地調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。よって、各常任から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第18、議員派遣の件

議長（大谷友孝君）日程第18、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第11回飯館村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

（午前11時44分）

（ ）

（ ）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月16日

飯 館 村 議 会 議 長

大石 友孝

同 会議録署名議員

佐野 新一

同 会議録署名議員

北原 純

同 会議録署名議員

松下義喜